

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

- 1 県の活動体制 (地-3-4)
- 2 市町村の活動体制 (地-3-14)
- 3 指定行政機関等の活動体制 (地-3-14)
- 4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携 (地-3-15)
- 5 市町村支援 (地-3-15)
- 6 災害救助法の適用手続等 (地-3-16)

第2節 情報収集・伝達体制

- 1 通信体制 (地-3-20)
- 2 県における地震・津波に関する情報の収集と伝達 (地-3-23)
- 3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (地-3-24)
- 4 関係機関における措置 (地-3-29)
- 5 被害情報等収集・報告 (地-3-30)
- 6 災害時の広報 (地-3-35)

第3節 地震・火災避難計画

- 1 計画内容 (地-3-37)
- 2 実施機関 (地-3-37)
- 3 避難の指示等 (地-3-37)
- 4 避難誘導等 (地-3-38)
- 5 避難所の開設・運営 (地-3-39)
- 6 安否情報の提供 (地-3-41)

第4節 津波避難計画

- 1 津波警報等の伝達 (地-3-42)
- 2 住民等の避難行動 (地-3-42)
- 3 住民等の避難誘導 (地-3-43)

第5節 要配慮者等の安全確保対策

- 1 避難誘導等 (地-3-44)
- 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (地-3-44)
- 3 福祉避難所の設置 (地-3-45)
- 4 避難所から福祉避難所への移送 (地-3-45)
- 5 被災した要配慮者等の生活の確保 (地-3-45)

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

- 1 消防活動 (地-3-46)
- 2 救助・救急 (地-3-47)
- 3 水防活動 (地-3-49)
- 4 危険物等の対策 (地-3-49)
- 5 医療救護 (地-3-52)
- 6 航空機の運用調整等 (地-3-60)

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

- 1 千葉県警察災害警備実施計画 (地-3-61)
- 2 交通規制計画 (地-3-61)
- 3 交通規制の指針 (地-3-62)
- 4 緊急輸送 (地-3-63)
- 5 緊急通行車両の確認等 (地-3-64)
- 6 規制除外車両の確認等 (地-3-64)
- 7 交通情報の収集及び提供 (地-3-64)
- 8 震災発生時における運転者のとるべき措置 (地-3-65)
- 9 道路管理者の通行の禁止又は制限 (地-3-65)
- 10 道路啓開 (地-3-66)
- 11 交通マネジメント (地-3-66)
- 12 航路等の障害物除去等 (地-3-66)
- 13 在港船舶対策計画 (地-3-67)

第8節 救援物資供給活動

- 1 応急給水 (地－3－68)
- 2 食料・生活必需物資等の供給体制 (地－3－70)
- 3 燃料の調達 (地－3－73)
- 4 電源車の配備 (地－3－73)

第9節 広域応援の要請及び県外支援

- 1 国等に対する応援要請 (地－3－74)
- 2 他都道府県等に対する応援要請 (地－3－74)
- 3 千葉県大規模災害時応援受援計画 (地－3－75)
- 4 県の市町村への応援 (地－3－78)
- 5 県による応急措置の代行 (地－3－78)
- 6 市町村間の相互応援 (地－3－78)
- 7 市町村の受援体制の整備 (地－3－79)
- 8 消防機関の応援 (地－3－79)
- 9 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援 (地－3－79)
- 10 水道事業体等の相互応援 (地－3－79)
- 11 下水道施設に係る災害時支援 (地－3－80)
- 12 資料の提供及び交換 (地－3－80)
- 13 経費の負担 (地－3－80)
- 14 民間団体等との協定等の締結 (地－3－80)
- 15 海外からの支援受入れ (地－3－80)
- 16 県外被災県等への支援 (地－3－80)
- 17 広域避難 (地－3－81)
- 18 広域一時滞在 (地－3－82)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

- 1 災害派遣の要請 (地－3－83)
- 2 災害派遣の方法 (地－3－83)
- 3 災害派遣要請の手続等 (地－3－84)
- 4 知事への災害派遣の要請の要求 (地－3－85)
- 5 自衛隊との連絡 (地－3－85)
- 6 災害派遣部隊の受入体制 (地－3－86)
- 7 災害派遣部隊の撤収要請 (地－3－87)
- 8 経費負担区分 (地－3－87)
- 9 自衛隊の即応態勢 (地－3－87)

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

- 1 防災体制の確立 (地－3－88)
- 2 学用品の調達及び支給 (地－3－89)
- 3 授業料等の減免・育英補助の措置 (地－3－90)
- 4 学校給食の実施 (地－3－90)
- 5 文化財の応急対策 (地－3－90)

第12節 帰宅困難者等対策

- 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ (地－3－91)
- 2 企業、学校など関係機関における施設内待機 (地－3－91)
- 3 大規模集客施設や駅等における利用者保護 (地－3－91)
- 4 帰宅困難者等の把握と情報提供 (地－3－91)
- 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 (地－3－91)
- 6 徒歩帰宅支援 (地－3－92)
- 7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送 (地－3－92)

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

- 1 保健活動 (地－3－93)
- 2 飲料水の安全確保 (地－3－93)
- 3 防疫 (地－3－93)
- 4 死体の搜索処理等 (地－3－95)
- 5 動物対策 (地－3－97)
- 6 清掃及び障害物の除去 (地－3－97)

第14節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	
1	応急仮設住宅の供与等	(地－3－100)
2	被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備	(地－3－101)
3	被災宅地危険度判定支援体制の整備	(地－3－101)
4	罹災証明書の交付体制の確立	(地－3－102)
第15節	液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧	
1	水道施設	(地－3－103)
2	下水道施設	(地－3－104)
3	電気施設	(地－3－105)
4	ガス施設	(地－3－106)
5	通信施設	(地－3－108)
6	放送機関	(地－3－110)
7	工業用水道	(地－3－110)
8	道路・橋梁	(地－3－111)
9	交通施設	(地－3－112)
10	その他公共施設	(地－3－117)
第16節	ボランティアの協力	
1	災害ボランティアセンターの設置	(地－3－118)
2	ボランティアの活動分野	(地－3－119)
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	(地－3－119)
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	(地－3－120)
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	(地－3－120)
6	ボランティア受入体制	(地－3－121)
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等	(地－3－122)
8	日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画	(地－3－122)

第1節 災害対策本部活動

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、県内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 県の活動体制（防災危機管理部）

県は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、千葉県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

県本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

（1）災害対策本部設置前の初動対応

ア 情報収集体制

気象庁が県内の震度観測点で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは同（巨大地震注意）及び北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき又は県内で長周期地震動の階級3以上が観測されたときは、防災対策課、関係部局及び関係出先機関は、次の措置を講ずる。

（ア）地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達

（イ）被害状況の把握及び報告

イ 災害即応体制

（ア）気象庁が県内の震度観測点で震度5弱を観測したと発表したとき、又は気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房若しくは東京湾内湾に津波注意報若しくは津波警報を発表したとき、又は東海地震注意情報が発表されたとき、その他、被害が発生し、防災危機管理部長が必要と認めたときは、関係部局及び関係出先機関は、情報収集体制を強化する。

（イ）あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

（ウ）防災対策課長は、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認等について調整する。

ウ 防災対策課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告す

る。

また、必要に応じ、国の機関、その他関係防災機関に同様の報告又は通報を行う。

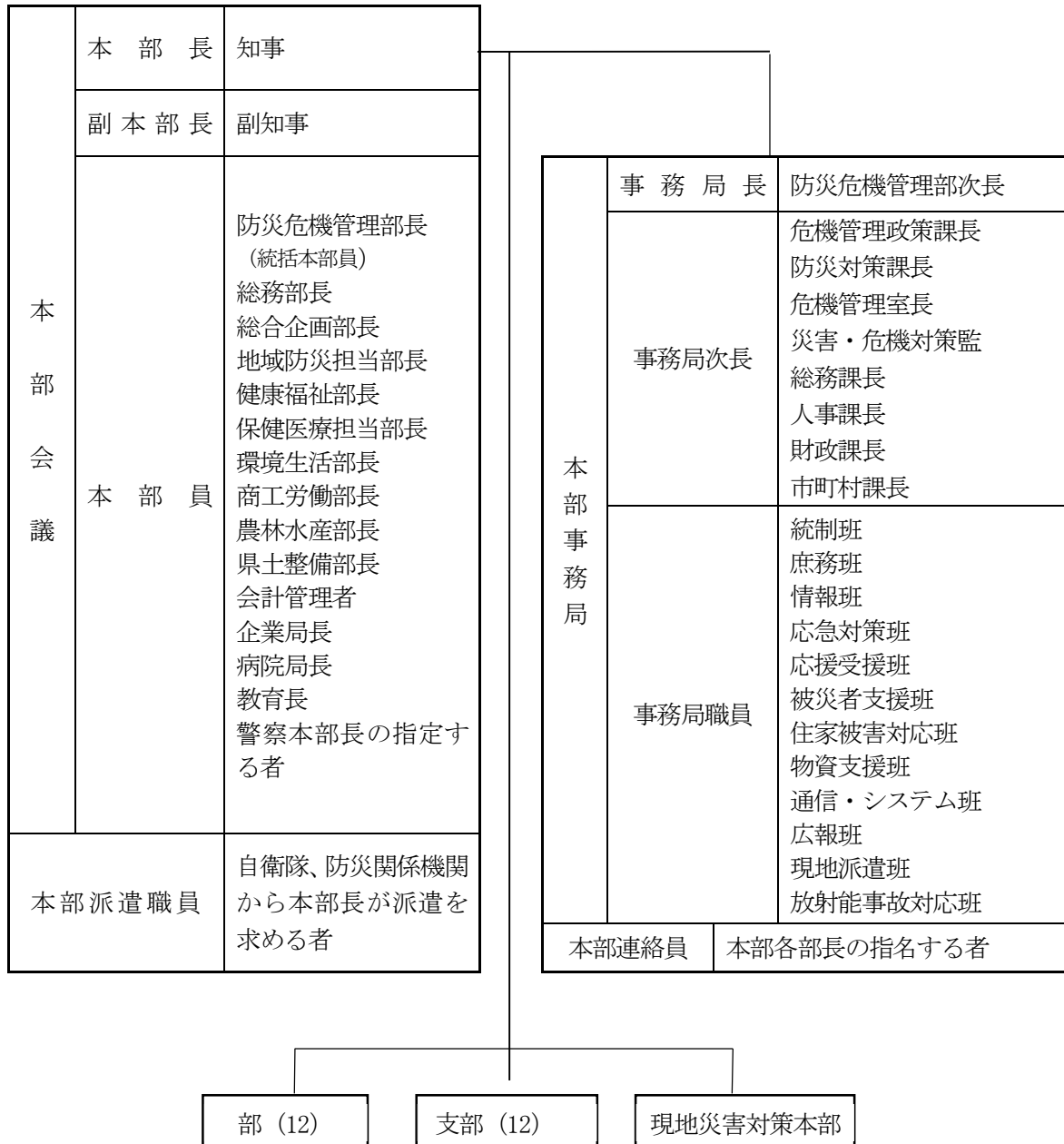
エ 上記アからウについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 県災害対策本部

千葉県災害対策本部の組織及び編成は「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア 組織編成

【本 部】



【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	東 京 支 部
健 康 福 祉 部	葛 南 支 部
環 境 生 活 部	東 葛 飾 支 部
商 工 労 働 部	印 旛 支 部
農 林 水 産 部	香 取 支 部
県 土 整 備 部	海 匝 支 部
出 納 部	山 武 支 部
企 業 部	長 生 支 部
病 院 部	夷 隅 支 部
教 育 部	安 房 支 部
警 察 部	君 津 支 部

<資料編 1－8 千葉県災害対策本部条例>

<資料編 1－9 千葉県災害対策本部要綱>

(ア) 本部会議

- a 本部長は、県の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。
- b 本部長は、上記 a の審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

(イ) 本部事務局

- a 事務局長は、防災危機管理部次長をもって充てる。
- b 事務局次長は、危機管理政策課長、防災対策課長、危機管理室長、災害・危機対策監、総務課長、人事課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。
- c 本部連絡員及び事務局職員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。
- d 事務局の事務分掌等

事務局の事務を統制班、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の 12 班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。

本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。

なお、災害対策本部事務局の運営に当たっては、「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」によるものとする。

(ウ) 本部派遣職員

本部派遣職員は、本部会議及び本部事務局との連絡調整にあたる。

(エ) 部

- a 部は、部長、副本部長、班長及び班員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。
- b 部及び班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおりとする。

(オ) 災害対策本部支部

- a 支部は、支部長、副支部長、班長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員及び班員をもって構成し、支部が所掌する分掌事務を遂行する。
- b 支部長は、地域振興事務所長及び東京事務所長をもって充てる。
- c 支部の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第六を基準とし、また運営については本部の運営方法を基準とし、かつ地域の実情等を勘案してあらかじめ支部長が定めておくものとする。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

（ア）組織編成

- a 現地本部長は、県災害対策本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- b 現地本部員は、県災害対策本部員の本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

（イ）所掌事務

- a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- b 市町村、関係機関との連絡調整
- c 自衛隊の災害派遣について意見具申
- d 本部長の指示による応急対策の推進
- e その他緊急を要する応急対策の実施

（ウ）設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は市町村庁舎等とする。

ウ 県災害対策本部の設置又は廃止とその基準

知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。

（ア）気象庁において県内震度を5強以上と発表したとき（自動設置）

（イ）気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、又は東京湾内湾に津波に関する特別警報（大津波警報）を発表したとき（自動設置）

（ウ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動設置）

（エ）内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動設置）

（オ）以下のa又はbに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき

- a 特に大きな被害が発生したとき
- b 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

エ 県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を国（総務省消防庁長官）及び市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

（ア）指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

（イ）防災担当大臣（防災担当大臣がおかれていない場合にあっては内閣官房長官）、厚生労働大臣及び国土交通大臣

（ウ）隣接都県知事等

（エ）「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等

- (オ)「震災時等の相互応援に関する協定」に基づく「応援拠点都県」及び「関東地方知事会」等
(カ)「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」
及び「全国知事会」等

オ 各組織の連絡方法

- (ア) 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡するものとする。
(イ) 各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告するものとする。
(ウ) 上記(イ)により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達するものとする。
(エ) 上記(ア)～(ウ)の規定は支部において準用する。

カ 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

キ 県本部の設置場所

県本部は、原則として県中庁舎6階防災危機管理センターに、被災状況によりその機能が維持できない場合は本庁舎5階大会議室に設置する。

また、政府現地対策本部等が設置される場合、本庁舎5階大会議室に設置する。

なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により地域振興事務所を設置場所として選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。

- 第1位 印旛地域振興事務所
第2位 長生地域振興事務所
第3位 東葛飾地域振興事務所

(3) 県応急対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

防災危機管理部長は、災害対策本部設置基準を満たさない場合で、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、応急対策本部を設置する。

なお、応急対策本部設置後、災害対策本部設置基準を満たす場合には、「災害対策本部（本部長知事：災害対策本部第1配備から第3配備）」に移行する。

また、防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要があるないと認めたときは廃止する。

イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

＜資料編 1－10 千葉県応急対策本部設置要綱＞

【千葉県応急対策本部組織（地震・津波等）】



(4) 職員の配備

ア 防災担当職員の待機体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 災害対策本部設置前の配備

地震災害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 を 要 す る 課 等
情報収集体制	1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備） 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（自動配備） 4 県内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき（自動配備）	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	【本庁】 防災対策課（※4） 【出先機関】 地域振興事務所（配備基準2，3が該当）（※3）
災害即応体制	1 県内で震度5弱（自動配備）。 2 県内で津波注意報又は津波警報（自動配備）。 3 東海地震注意情報（自動配備） 4 その他、被害が発生し、防災危機管理部長が必要と認めたとき。	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 なお、部局間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催する。 この場合、地域振興事務所等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。 この際、必要に応じ本庁から情報連絡員を追加派遣する。	【本庁】（※3） 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 健康福祉指導課 児童家庭課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 疾病対策課 医療整備課 環境政策課 水質保全課 経済政策課 農林水産政策課 団体指導課 担い手支援課 耕地課 森林課 水産課 漁港課 県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 都市計画課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 建築指導課 住宅課 企業局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課 【出先機関】（※3） 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） 農業事務所 林業事務所 水産事務所 水産情報通信センター 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路事務所 一宮川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 企業局のうち局長が指定する出先機関 病院局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。

※配備の特例措置

- 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
- 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。
- 3 本庁の一部の課及び出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。
- 4 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編『震度4、気象警報等における災害対応機関一覧』に掲げるとおりである。

※議会事務局には、連絡のみ行う。

- 注) 1 企業局、病院局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。
 企業局：管理部総務企画課、病院局：経営管理課、教育庁：教育振興部保健体育課
- 2 各出先機関について、知事は被害状況に応じて近接の地域振興事務所管内に応援のための配備を求めることができる。
 - 3 津波注意報又は警報が発表された場合については、沿岸地域を所掌する出先機関のみ配備につくものとし、当該津波予報区に属する出先機関の区分は次のとおりとする。

津波予報区に属する出先機関の区分

津波予報区	配備を要する出先機関
千葉県九十九里・外房	海匝、山武、長生、夷隅、安房地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関
千葉県内房	安房、君津地域振興事務所管内市町村を所管する各出先機関
東京湾内湾	葛南、君津地域振興事務所管内市町村及び千葉市、市原市を所管する各出先機関

※ 津波予報区の千葉県九十九里外房は、千葉県の野島崎南端以東の太平洋沿岸をいい、千葉県内房は、千葉県の野島崎南端以西の太平洋沿岸及び富津岬西端以南の沿岸区域をいい、東京湾内湾は、千葉県の富津岬西端以北の東京湾沿岸、東京都、神奈川県、観音崎東端以北の東京湾沿岸をいう。

<資料編 1-21 震度4、気象警報等における災害対応機関一覧>

ウ 災害対策本部設置後の配備

地震災害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。

配 備 種 別	配 備 基 準	配 備 内 容	配備を要する課等
災害対策本部第1配備	1 県内で震度5強（自動配備） 2 県内で津波に関する特別警報（大津波警報）（自動配備） 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（自動配備） 4 内閣総理大臣の警戒宣言（自動配備） 5 以下の（1）又は（2）に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき。 （1）特に大きな被害が発生したとき （2）大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
災害対策本部第2配備	1 県内で震度6弱（自動配備） 2 以下の（1）又は（2）に該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。 （1）県下広範囲にわたる被害が発生したとき （2）局地的であっても被害が甚大であるとき	本部第1配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
災害対策本部第3配備	1 県内で震度6強（自動配備） 2 以下の（1）又は（2）に該当する場合で、本部長が、県の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 （1）県下広範囲にわたる被害が発生したとき （2）局地的であっても被害が特に甚大であるとき	県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。 3 部長又は支部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。			

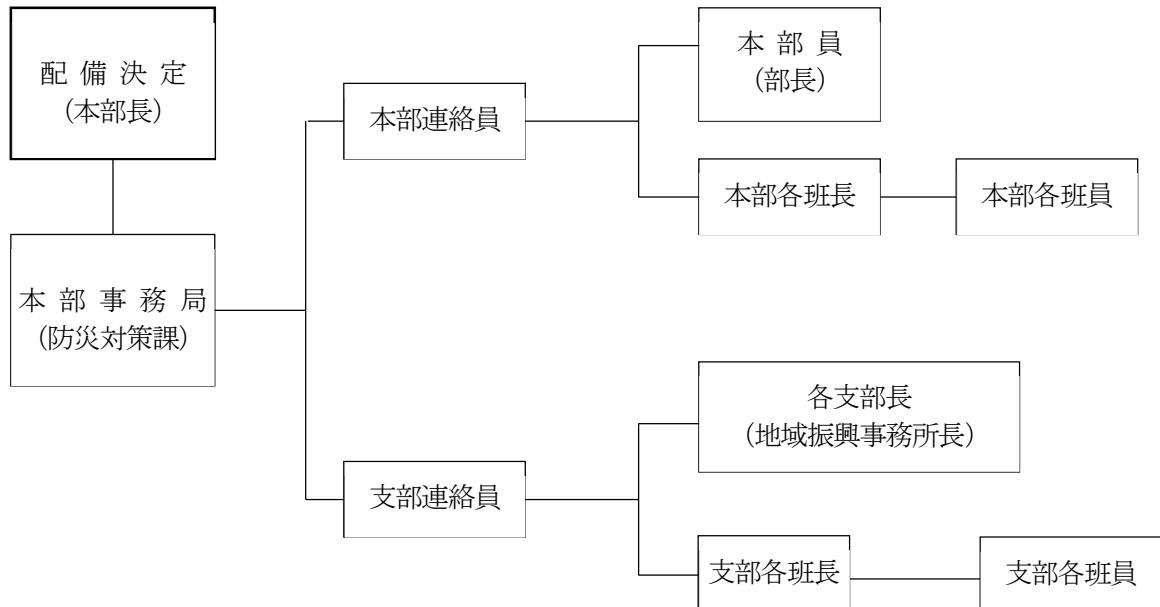
(5) 職員の動員

ア 動員体制の確立

部長及び支部長は、それぞれの部又は支部内各班の動員系統、連絡の方法等をあらかじめ実状に即した方法により具体的に定めておくものとする。

イ 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



ウ 動員の伝達方法

知事 (本部長) の配備決定に基づく本部事務局 (防災対策課) からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール

(イ) 勤務時間外

電話又は職員参集メール

(ウ) 配備指令の伝達結果の報告

配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を防災対策課長に、災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。

エ 職員参集等

(ア) 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

災害対策本部：本部員、部長、副部長、本部連絡員

災害対策本部支部：支部長、副支部長、班長又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員

災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員

その他：災害即応体制に指定されている職員

注1) 本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として県庁から4 km圏内、特に事情がある場合には8 km圏内に居住する職員をもって充てる。

注2) 支部連絡員及び情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から4 km圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。

(イ) 臨時参集職員

原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告する。

なお、勤務地以外に参集した職員は、本庁においては本部事務局長、出先機関においては参集先の機関の長の指揮命令のもとで災害対応を行う。

(ウ) 自主登庁又は自主参集

本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、災害の発生により電話等による伝達が不可能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（災害対策本部第1配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

(エ) 各部局の措置

県各部局は、震災時の活動体制の充実を図るため特に必要がある場合は、独自の参集方法を別途定めることができる。

オ 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

2 市町村の活動体制（市町村）

市町村は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

(1) 責務

市町村は、災害時において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

(2) 活動体制

ア 組織、配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

その際、県、市町村一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

イ 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）は、災害救助法に基づく救助事務を実施し、救助実施市以外の市町村は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

ウ 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、迅速・円滑に応援が行えるよう、体制を整備する。

＜資料編 1－12 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定＞

3 指定行政機関等の活動体制

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、

県、市町村及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携（防災危機管理部）

(1) 政府現地対策本部

県は国が本県に現地対策本部を設置することを決定した場合は、県庁に受け入れる。その際、受入場所は本庁舎5階大会議室とする。

(2) 内閣府等リエゾン

県は、(1)によらず、内閣府等からリエゾンが派遣された場合は県庁に受け入れる。その際、受入場所は中庁舎6階防災危機管理センターとする。

(3) 災害対策本部会議等における情報共有

県は、災害の状況に応じ、県災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行う。

また、実務者レベルでの関係機関連絡会議等を開催し、情報共有や対応方針の調整等を行う。

(4) 現地関係機関に係る連絡調整

県又は市町村は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

(5) その他

国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

5 市町村支援（防災危機管理部）

(1) 情報連絡員の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、千葉県情報連絡員運用要綱の定めによるものとする。

＜資料編 1－22 千葉県情報連絡員運用要綱＞

(2) 人的支援について

県は、市町村から職員派遣の要請があった場合、又は、情報連絡員が、市町村と協議し、その支援ニーズを把握した場合において、県職員等の迅速な派遣に努めるものとする。

(3) 物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な

供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）

（１）災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

（２）適用基準・条件等

ア 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

- （ア）住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）
- （イ）住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）
- （ウ）住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）
- （エ）多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。（法施行令第1条第1項第4号）
 - a 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - b 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に行うものである。

＜資料編1－13 災害救助法の適用基準＞

(別表) 市町村別災害救助法適用基準表 (令和2年10月1日)

[illegible]

注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害(当該市町村の被災世帯数のみで判断)をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害(都道府県一本県は2,500世帯一と市町村の被災世帯数で判断)をいう。

2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。

3 人口は令和2年国勢調査（総務省）による。

(3) 救助の実施機関

- ア 知事は、災害時において、県内（救助実施市を除く）に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。
- イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。
- ウ 市町村長（救助実施市の長を除く。）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。
- エ 救助実施市（千葉市）は、その区域内に災害救助法を適用する場合は、救助の実施主体としてアの事務を行い、救助実施市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合、知事は救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長その他の関係者との連絡調整を行う。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 災害が発生した場合の救助

（ア）避難所及び応急仮設住宅の供与

（イ）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（ウ）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（エ）医療及び助産

（オ）被災者の救出

（カ）被災した住宅の応急修理

（キ）学用品の給与

（ク）埋葬

（ケ）死体の捜索及び処理

（コ）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 災害が発生するおそれがある場合の救助

（ア）避難所の供与

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

（ア）住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの

（イ）住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

（ウ）住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、

（ア）、（イ）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

（ア）世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 市町村（救助実施市を除く）

（ア）災害に対し、市町村における災害が、（2）アの災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。

（イ）災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

（ウ）災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

（ア）知事は、市町村長からの報告又は要請、国からの連絡、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村長及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。

（イ）災害救助法を適用及び適用を終了したときは、速やかに告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

＜資料編1－14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表＞

第2節 情報収集・伝達体制

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

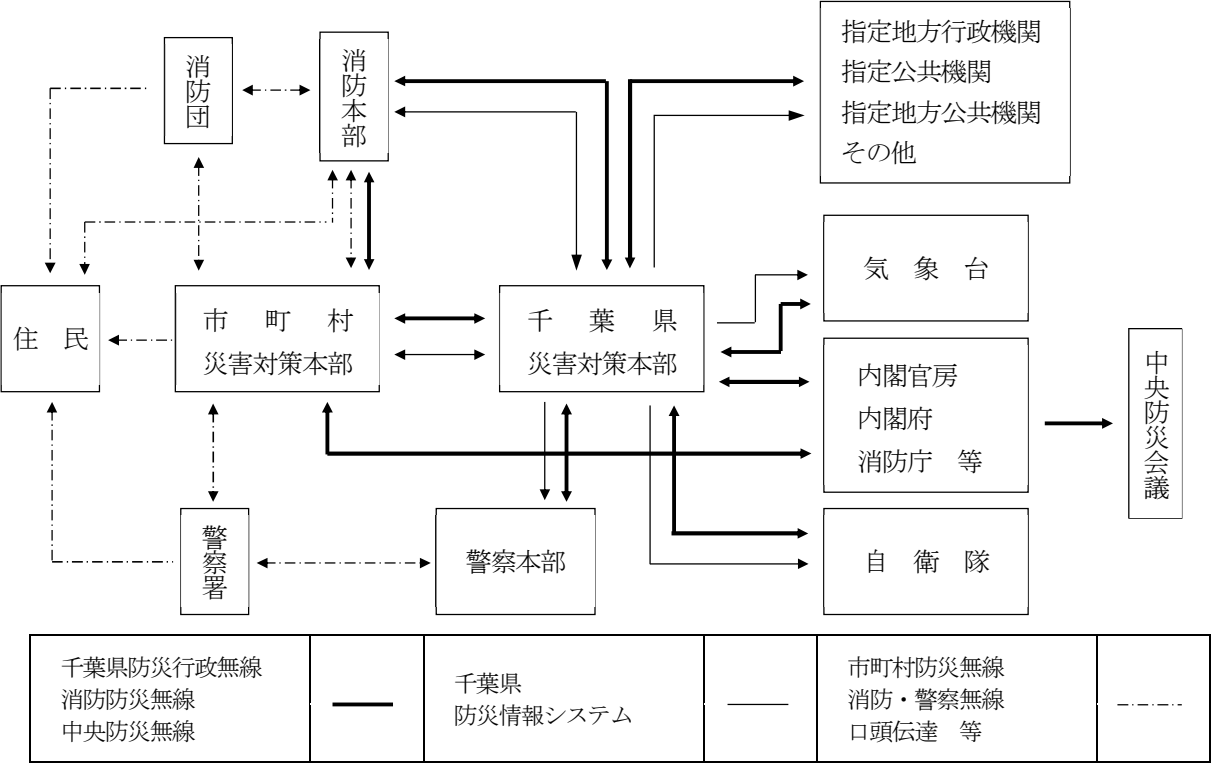
1 通信体制（全庁）

災害時における地震情報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

（1）通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



<資料編3-5 千葉県防災行政無線通信施設>

<資料編3-14 千葉県防災情報システム端末装置設置機関>

(2) 通信連絡手段

区 分	方 法
県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話㈱の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。
市 町 村	1 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 3 保有する同報無線等を中心に、市町村の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。
県 警 察	警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消防本部	1 消防無線等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。
その他の 防災機関	1 それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 災害時における千葉県防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア 通信回線の監視

県庁統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

イ 通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、千葉県防災行政無線運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

エ 災害現地等との通信

災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

＜資料編3－6 千葉県の無線通信施設(防災行政無線を除く)＞

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

(ア) 警察通信施設 ＜資料編3－7 警察通信施設＞

(イ) 国土交通省関係通信施設 ＜資料編3－8 国土交通省関係通信施設＞

(ウ) 海上保安部通信施設 ＜資料編3－9 海上保安部通信施設＞

(エ) 日本赤十字社通信施設 ＜資料編3－10 日本赤十字社通信施設＞

(オ) 東日本電信電話（株）通信施設

(カ) 東京電力グループ通信施設 ＜資料編3－11 東京電力グループ通信施設＞

(キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設

(ク) 東京ガス（株）／東京ガスネットワーク（株）通信施設

＜資料編3－12 NHK千葉放送局・東京ガス（株）／東京ガスネットワーク（株）通信施設＞

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使用者をもって連絡するものとする。

(8) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(9) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象要件

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

(キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。

(ク) 遭難者救護に関するもの。

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。

- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
 - (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
 - (ウ) 本文
- 一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。
- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 県における地震・津波に関する情報の収集と伝達

(1) 震度情報の収集

地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集する、千葉県震度情報ネットワークシステムを運用している。

本システムでは、県内全市町村の81観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を經由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。

収集された震度情報は、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。

(2) 震度情報の伝達

本システムで観測される震度情報については、自動的に気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。

また、震度4以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として、消防庁にも自動伝送される。

(3) 地震被害予測システムによる被害予測

震度情報ネットワークシステムで収集した震度情報等を基に、地震発生直後に震度分布や人的被害、建物被害等を推計し、県災害対策本部において活用するほか、県内市町村へ配信する。

(4) 津波浸水予測システムによる予測

国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備したS-netで観測した水圧データ等を基に、九十九里・外房地域を対象に津波浸水域等を予測し、県災害対策本部において活用するほか、気象庁の予報業務許可を取得した地域の市町村へ配信する。

3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報

(1) 情報等の発表

ア 地震情報

(ア) 緊急地震速報（警報）

ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

(イ) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

(ウ) 震源に関する情報

震度3以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

(エ) 震源・震度情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

- ・震度1以上。
- ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される時
- ・緊急地震速報（警報）発表時

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

(オ) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(カ) 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(キ) 長周期地震動に関する観測情報

長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。

(ク) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

- ・マグニチュード7.0以上。
- ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)

地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。)

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

(ケ) 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、防災科学技術研究所(13ヶ所)、千葉市(4ヶ所)、松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている(令和4年11月24日現在)。

イ 津波関係

(ア) 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

千葉県は、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、及び東京湾内湾に属している。

<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところ で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。
-------	--	--------------------------------	---------	--

* 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

(イ) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを併せて発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 〔発表される津波の高さの値は、地-3-26「津波警報等の種類と発表される津波の高さ」を参照〕
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※2）

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

・ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

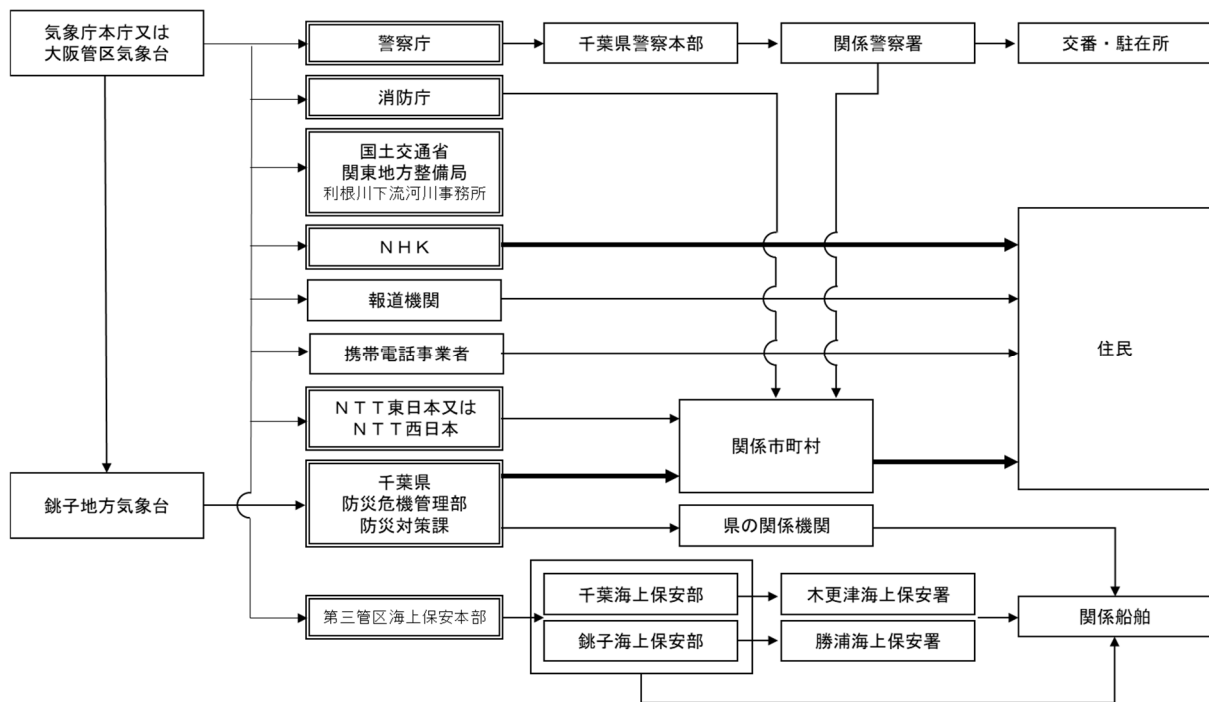
(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(2) 受伝達系統等

津波警報等伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。
 - 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者から関係するエリアに配信される。

4 関係機関における措置（防災危機管理部、警察本部、市町村）

区 分	内 容
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各 部局、市町村、その他関係機関から通知または通報を受けたとき、又は自らその発表を知 ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
市 町 村	市町村は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本 電信電話㈱から通知または通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに 警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災 組織等に周知する。住民もしくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場 合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。
県 警 察	1 津波を始めとした気象警報等の通報を受けた警察本部長は、知事から要請があった 場合、警察署長を通じて市町村長に伝達する。 2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けた ときは、直ちに関係市町村に通報する。
消防本部	各消防本部は、気象庁からの津波警報等及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直 ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
関東地方 測 量 部	関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報 を提供する。
銚子地方 気 象 台	銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、県警、NHK千葉放送局、関 係機関に通報する。
海 上 保 安 庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報 する。
東日本電 信電話㈱	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報す る。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
そ の 他 防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに 所属機関に通報する。

<資料編3－1 気象庁観測所一覧表>

<資料編3－2 J R 東日本千葉支社雨量観測箇所>

<資料編3－3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表>

<資料編3－4 海象観測所一覧表>

<資料編3－16 災害時に国土地理院が提供する地理空間情報>

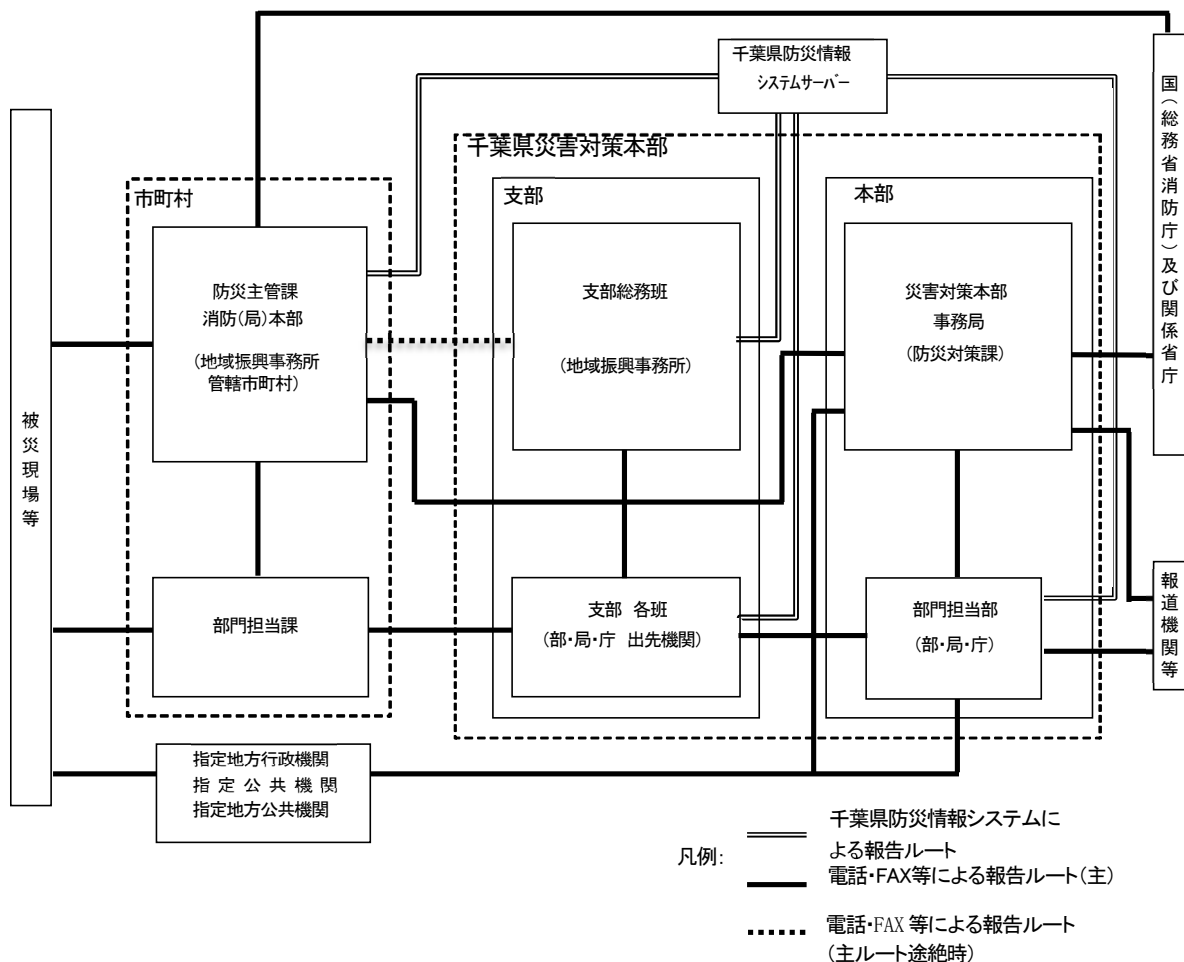
5 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村）

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

（１）被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義>

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災対策課）

本部各部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域防災課）

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の(ア)から(キ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局(防災対策課)へ報告する。

- (ア) 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (イ) 県内で気象警報(波浪を除く)が発表された場合。
- (ウ) 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。
- (エ) 市町村に災害対策本部が設置された場合。
- (オ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合。
- (カ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。
- (キ) 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。

イ 報告の種別等

本部事務局(防災対策課)への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に定める。

ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況(被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。)
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集・報告

ア 市町村

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局(防災対策課)に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

＜資料編1-15 火災・災害等即報要領＞

イ 県

(ア) 本庁

a 本部事務局

- (a) 全般的な被害情報及び措置情報等を市町村単位で取りまとめる。
- (b) 本部各部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。

- (c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システム等を利用して関係機関に提供することにより情報の共有化を図る。
- (d) 特に、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに総務省消防庁へ報告するものとする。
- (e) 避難所の開設状況等、市町村等から収集した情報は、必要に応じて内閣府等に共有し、関係機関等による支援が円滑に行われるよう努める。
- (f) 把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。

b 本部各部

所管業務に関する被害状況及び措置状況等を、原則として市町村単位に取りまとめ、本部事務局及び関係行政機関（省庁）に報告するとともに、関係課及びその他関係機関に通報する。

c 災害対策本部

- (a) 本部は支部（地域振興事務所）と協力し、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として、派遣する。
- (b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。
 - ① 陸上自衛隊
 - ② 海上自衛隊
 - ③ 千葉県警察本部
 - ④ 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）
 - ⑤ 海上保安庁
 - ⑥ その他

ヘリテレ搭載回転翼

- ・ 県警察本部 かとり 1 号、2 号、3 号
- ・ 千 葉 市 おおとり 1 号、2 号

＜資料編 1－12 千葉市消防局防災映像情報システムによる映像情報の提供に関する覚書＞

- ・ 陸上自衛隊東部方面総監部

＜資料編 1－12 災害時映像共有に関する協定＞

- (c) 被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、本部及び関係機関が連携し、無人航空機も活用した情報収集活動を行う。

(イ) 出先機関

a 支部総務班

- (a) 災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況（庁舎等）及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。
- (b) 災害即応体制時から、情報連絡員を対象市町村へ派遣して、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報収集活動を行う。
また、市町村に防災情報システム入力余力がない場合には、代行入力を行う。
- (c) 管内の被害状況について、防災情報システムに報告される報告内容や、本部から送られてくる情報等をもとに、逐一把握する。
- (d) 管内の職員参集状況を調査する。
- (e) 現地災害対策本部設置時には、被害情報等の収集を本部事務局員とともに行う。

b 各部出先機関

その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、本部各部に報告する。また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。

(ウ) 県警察の情報収集・報告要領

a 警察本部長及び警察署長は、前記(3)イ(ア) c (b)に規定する場合のほか、知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、震災警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

- (a) 震災発生の日時、場所
- (b) 被害概要(火災、人命、建物、道路、交通機関)
- (c) 避難者の状況
- (d) 交通規制及び緊急交通路の要否
- (e) ライフラインの状況
- (f) 治安状況及び警察関係被害
- (g) その他震災警備活動上必要な事項

b 警察本部長及び警察署長は、必要に応じて知事、市町村長その他関係機関に通報する。

c 警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

ウ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集に当たっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮すること。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないように十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

エ 市町村は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

オ 市町村は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

カ 市町村は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

キ 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

(5) 報告責任部局の選定

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報等の報告に係る担当部局を定めておく。

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。）

電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室）

FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（ ）

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7527（消防庁応急対策室）

FAX 03-5253-7537（ ）

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）（防災対策課）

FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（ ）

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175（防災対策課）

FAX 043-222-1127（ ）

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。）

電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室）

FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）（ ）

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7777（消防庁宿直室）

FAX 03-5253-7553（ ）

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室）

FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）（ ）

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2178（県防災行政無線統制室）

FAX 043-222-5219（ ）

6 災害時の広報（総合企画部、防災危機管理部、市町村）

（1）広報活動要領

県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、県公式SNS、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

（2）広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

（ア）人及び家屋関係

（イ）公益事業関係

（ウ）交通施設関係

（エ）土木港湾施設関係

（オ）農林水産関係

（カ）商工業関係

（キ）教育関係

（ク）その他

エ 応急対策活動に関する情報

（ア）水防、警備、救助及び防疫活動

（イ）通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

（ウ）その他一般県民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 県外で発生した震災に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

（3）広報方法

ア 一般広報活動

（ア）市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

（イ）広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

（ウ）県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

（エ）インターネット（千葉県ホームページ、県公式SNSなど）を活用した広報

（オ）千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0507	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7878	043-351-7827
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-1111	03-3287-7696

＜資料編 1－12 災害時における放送要請に関する協定 日本放送協会千葉放送局＞

＜資料編 1－12 災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書 〃 ＞

＜資料編 1－12 緊急警報放送の実施に伴う災害時における放送要請について 〃 ＞

＜資料編 1－12 災害時における放送要請に関する協定

(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム＞

エ 報道機関への報道要請

県が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道要請は、「災害時における報道要請に関する協定」に基づき行う。

報道要請協定機関

千葉日報社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞、
日本経済新聞社、日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、
日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、全国朝日放送(株)

＜資料編 1－12 災害時における報道要請に関する協定 (株)千葉日報社 他14社＞

＜資料編 1－12 災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定

(株)インターエフエム897＞

第3節 地震・火災避難計画

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

1 計画内容（防災危機管理部、市町村）

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

市町村にあつては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

（1）避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 市町村長等（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組管理者、水害予防組管理者〔水防法第29条〕）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

（2）避難所の設置

災害により現に被害を受け、または受けるおそれがある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

イ 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の指示等（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

（1）地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行うものとする。

ア 市町村長等の措置

市町村長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの指示等に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の指示等の内容

市町村長等が避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の指示等の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）

有線放送

広報車

サイレン又は警鐘

X（旧：ツイッター）等のSNS

電話、FAX、登録制のメール

ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

県、警察本部、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

- (1) 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難支援体制の整備に努める。
- (2) 市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (3) 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

5 避難所等の開設・運営（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市町村は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- (1) 市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意が必要である。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「災害時における実働計画（実働マニュアル）」によって行うものとする。

- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

- (4) 市町村は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性

相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

- (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や摂食嚥下機能のアセスメントの実施、食物アレルギーや食形態、栄養バランス等に配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等に努めるものとする。
- (6) 市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- (7) 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (8) 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- (9) 市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルール作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。
- (10) 市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳、仮設風呂・シャワーなどである。
また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- (11) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (12) 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (13) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (14) 市町村は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (15) 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

6 安否情報の提供（防災危機管理部、市町村）

県及び市町村は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第4節 津波避難計画

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に住民等に最も身近な市町村が実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村）

- (1) 県は、銚子地方気象台から送られた大津波警報・津波警報・津波注意報・地震及び津波に関する情報等を県防災情報システムにより県の防災関係者に伝達するとともに、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。
- (2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

また、住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、以下に留意して行うものとする。

- ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。
- イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市町村はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。
- エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努めるものとする。

- (3) 県及び県が気象庁の予報業務許可を取得した地域の市町村は、県津波浸水予測システムにより得た情報を活用し、迅速な津波災害対応に努める。
- (4) 河川・海岸地域では、市町村、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。
- (5) 海岸線付近の観光地、海水浴場等の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。
- (6) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

2 住民等の避難行動

住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域の人々で守る」（共助）の基本理念により地域で避

難の呼びかけを行うものとする

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

3 住民等の避難誘導（市町村）

- （1）市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。また、住民等の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。
- （2）地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。
- （3）住民等の避難誘導にあたる消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。

また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市町村の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

（1）避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

（2）避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。

（3）緊急入所等

市町村は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

（1）避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。

県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、協定に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（D W A T）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。

(2) 外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、(公財) ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センターを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市町村への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市町村から要請があったときは、(公財) ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

3 福祉避難所の設置 (防災危機管理部、健康福祉部、市町村)

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長(救助実施市の長を除く。)は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長(救助実施市の長を除く。)が行うこととすることができる。

(2) 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送 (防災危機管理部、健康福祉部、市町村)

市町村は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した要配慮者等の生活の確保 (防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村)

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

(1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 消防活動（防災危機管理部、市町村）

（1）活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

（2）活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

（3）活動の基本

ア 常備消防

（ア）避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

（イ）重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

（ウ）消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

（エ）市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

（オ）重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

イ 消防団

（ア）出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

（イ）消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(エ) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

ウ 海上保安部（署）

(ア) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を実施する。

(イ) 火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航等の措置を講ずる。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

＜資料編 1－12 千葉県広域消防相互応援協定書＞

(5) 国に対する応援要請

地震による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合、知事は消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その応援を得て、消防の任務を遂行するものとする。応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、緊急消防援助隊受援計画により消防応援活動調整本部を設置し、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

＜資料編 1－16 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱＞

＜資料編 1－16 緊急消防援助隊の運用に関する要綱＞

2 救助・救急（防災危機管理部、警察本部）

(1) 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項 目	対 応 措 置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 (2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 (3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救 急 搬 送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。
海上保安部(署)		1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動（県土整備部）

地震水害等の発生に対する水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村、警察本部）

（１）高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県及び千葉市	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業 保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガ ス 事 業 所	1 ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

（２）石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県及び千葉市	延焼等により被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	次の各項の実施について指導する。 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 災害時における保健所（健康福祉センター）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県教育委員会	災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 1 災害時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東東北産業 保安監督部	1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれがあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
海上保安部 (署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物積載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止
日本貨物 鉄道(株)	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、J R貨物における応急措置要領(危険品貨物異常時応急処理ハンドブック)に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村）

（１）関係者とその役割

ア 県民

- （ア）災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- （イ）災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- （ウ）自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市町村

- （ア）災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- （イ）地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- （ウ）災害時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- （エ）千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市は、市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。
- （オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村は、前記（ア）（イ）（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

ウ 県

- （ア）市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。
- （イ）県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。
- （ウ）地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。
- （エ）災害時には、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- （オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- （カ）災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。

エ 医療機関

- （ア）災害時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
- （イ）独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- （ウ）災害時には、（ア）に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。
- （エ）災害拠点病院は、災害時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。

また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

- (オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

オ 関係団体

- (ア) 県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。
- (イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。
- (ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (エ) 災害時には、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

(2) 災害時の活動

ア 指揮と調整

- (ア) 県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。
- (イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。
- (ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。
- (エ) 災害医療本部内にDMAT調整本部を置く。DMAT調整本部長は、千葉県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。
- (オ) 災害医療本部内にDPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整を図る。
- (カ) 県が対応するDMAT以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。
- (キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部の長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。
- (ク) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村の救護本部の長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- (ア) 災害に起因する負傷者
- (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所及び医療救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、医療救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

- (ア) 市町村及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
- (イ) 市町村長は、当該市町村の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (ウ) 知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。
- (エ) 知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。
 - a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
 - b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
 - c 医療チームの編成、派遣に関すること。
 - d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
 - e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。
 - f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
 - g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

- (ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、災害時の速やかな受け入れに努める。
- (イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。
- (ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市町村の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市町村の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (ア) 市町村は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市町村長又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市町村が、医療救護所から医療機関へは市町村及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (オ) 県民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

- (ア) 市町村長は、必要に応じて、市町村立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。
- (イ) 知事は、必要に応じて、DMA T及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。
- (ウ) 知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。
- (エ) 知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

ク 応援の受け入れと活動の指揮及び調整

- (ア) 県は、他の都道府県等からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。
- (イ) 県は、受け付けた救援者に活動の指揮と調整を受ける部署を示し、当該部署の責任者の下で活動するよう要請する。
- (ウ) (イ)の部署は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の合同救護本部及び医療機関とする。
- (エ) (ウ)の市救護本部、合同救護本部及び医療機関の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。

ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。

- (ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。
- (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては災害医療本部に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。
- (ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市町村等の求めに応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。
- (エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

コ 血液製剤の確保

- (ア) 血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。
- (イ) 県内での血液製剤の供給が不足する場合、千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社本社に供給を要請する。

サ 地域医療体制への支援

市町村又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

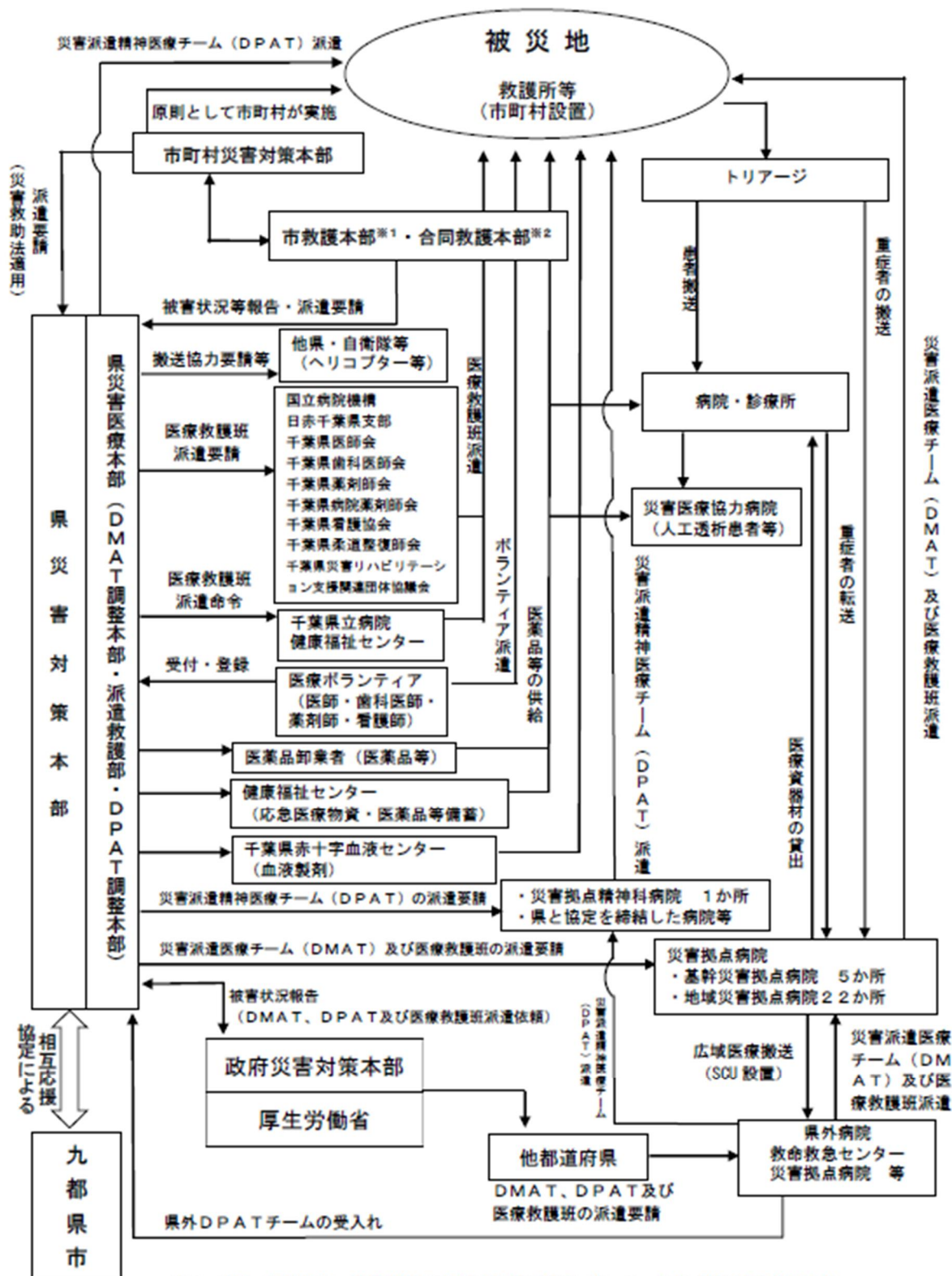
(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

また、知事又は救助実施市の長は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

医療救護活動の体系図



※1 千葉、東京北部、東京南部及び市原保健医療圏において、各市で設置する救護本部
※2 印旛、香取、海浜、山武、長生、夷隅、安房、君津の各健康福祉センター（保健所）
所管区域単位で設置する合同救護本部

災害拠点病院一覧図



医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉市中央区	千葉市立青葉病院	千葉市青葉看護専門学校
千葉市美浜区	千葉県総合救急災害医療センター	千葉県総合救急災害医療センター 専用ヘリポート
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
習志野市	千葉県済生会習志野病院	屋敷近隣公園
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター	広尾防災公園（市川市）
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	東京女子医科大学附属 八千代医療センター専用ヘリポート
松戸市	松戸市立総合医療センター	松戸市立総合医療センター 専用ヘリポート
松戸市	千葉西総合病院	千葉西総合病院 専用ヘリポート
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市王子台小学校
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
成田市	国際医療福祉大学成田病院	国際医療福祉大学成田病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート

東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用ヘリポート
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用ヘリポート
市原市	千葉労災病院	市原市立辰巳台中学校

6 航空機の運用調整等（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する応急対策班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

応急対策班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

応急対策班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 千葉県警察災害警備実施計画（警察本部）

（1）基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たするため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

（2）警備体制

ア 災害警備連絡室

県内に震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等

イ 災害警備対策室

県内に震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

県内に震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等

（3）災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

2 交通規制計画（警察本部）

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 公安委員会の交通規制

- ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。
- ウ 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 警察署長の交通規制

- 警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制等

- ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置を取り、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

(4) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

- ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（3）イの職務の執行について行うことができる。
- イ 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

＜資料編5－3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書＞

3 交通規制の指針（警察本部）

- (1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- (3) 前記2（1）イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- (4) 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- (5) 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

(6) 直下の地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

ア 京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

イ 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

＜資料編 5－9 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画＞

＜資料編 5－10 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画＞

4 緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）

災害時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

(1) 緊急輸送道路

機能別に1次、2次及び3次路線に分類し、1次路線は、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路、2次路線は、第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路、3次路線は、その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路である。

(2) 港 湾

千葉港（千葉中央地区、葛南東部地区、葛南中央地区）

木更津港（富津地区）

館山港（宮城地区）

(3) 漁 港

銚子漁港、大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

(4) 飛行場等

ア 空 港

成田国際空港

イ 自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……第4補給処木更津支処

ウ 臨時離発着場

千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県総合スポーツセンター、幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園

(5) 江戸川緊急用船着場

市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場

※ 緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急用河川敷道路と連携して機能する。緊急用河川敷道路については完成には至っていないが、一部通行可能である。

＜資料編 5－8 緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図＞

5 緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、警察本部）

（1）緊急通行車両の確認

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
- エ 届出に関する手続は、別に定める。

（2）緊急通行車両の災害発生前の確認

- ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。
- エ 災害発生前の確認に関する手続は、別に定める。

＜資料編5－1 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等＞

6 規制除外車両の確認等（警察本部）

（1）規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

（2）規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5（1）を準用する。

（3）規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5（2）を準用する。

7 交通情報の収集及び提供（警察本部）

（1）交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

（2）交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

8 震災発生時における運転者のとるべき措置（警察本部）

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

（1）車両運転中の場合

- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

（2）車両運転中以外の場合

- ア やむを得ない場合を除き、津波から避難するために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、避難者、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意しながら運転すること。
- （3）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。
- ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

9 道路管理者の通行の禁止又は制限（県土整備部）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

10 道路啓開（農林水産部、県土整備部、市町村）

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

（1）緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

（2）土地の一時使用

（1）の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

（3）関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

11 交通マネジメント（県土整備部、警察本部、市町村）

関東地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント※¹及び交通需要マネジメント※²からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織するものとする。

県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省関東地方整備局に検討会の開催を要請することができるものとする。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行うものとする。

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※¹ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※² 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

12 航路等の障害物除去等（県土整備部、農林水産部）

港湾管理者及び漁港管理者は、地震に伴う津波等の災害発生により、航路や泊地に浮遊・漂流・沈没して安全な船舶航行の障害となっている物件を、安全に船舶航行が可能となるよう、協定者と連携を図りながら、航路啓開活動を行う。

- ・緊急物資輸送船の航行ルートに沿って必要最小限の障害物調査を実施。

- ・緊急物資輸送船の入港には迅速性が求められるため、船舶の航行の安全を阻害しない程度の航路啓開を目指す。

13 在港船舶対策計画（県土整備部）

（１）曳船の隻数及び性能

曳船の状況は、＜資料編 6－6 曳船の状況＞のとおりである。

（２）災害の防止方法

ア 一般対策（主として千葉港、木更津港）

（ア）気象通報組織を通じて予警報の周知徹底を図る。

（イ）巡視船艇及び海上保安部署による情報周知、保船等の指導

（ウ）関係機関との情報交換

イ 津波等対策（千葉港、木更津港）

（ア）津波等が千葉港及び木更津港に襲来するおそれがあるため、千葉港長及び木更津港長から、各警戒体制が勧告された場合、船舶は「津波等に対する船舶対応措置表」による措置をとるものとする。

a 津波第一警戒体制

気象庁から、東京湾内湾に津波注意報が発表された場合

b 津波第二警戒体制

（a）気象庁から、東京湾内湾に津波・大津波警報が発表された場合

（b）東海地震に対する警戒宣言が発表された場合

c 巨大地震警戒

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

d 巨大地震注意

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

（イ）在港船舶に対する勧告の周知

a 「台風等対策情報連絡系統等による通報」

……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。

b 「第三管区海上保安本部警備救難部救難課運用司令センターからの放送」

……超短波無線電話（国際VHF CH16 呼出名称 よこはまほあん）により在港船舶に
対し放送（CH12）する。

c 「巡視船艇による現場周知」

……拡声器等により在港船舶等に周知する。

（ウ）流出油対策

石油コンビナート等特別防災区域内の係留施設にある船舶によるものについては「千葉県石油コンビナート等防災計画」により、それ以外については第5編第4章「油等海上流出災害対策」を適用する。

（３）その他の対策

ア 港長権限に基づく港内整理

港則法により特定港（千葉港、木更津港）における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。

イ 貯木対策

貯木場管理者に対し、状況により貯木場の^あ網場の監視の強化又は緊急水切り等を行わせる。

ウ 物件等に対する応急措置

五井及び姉ヶ崎地区に大工場、製油所、油槽所が建設され、高潮、波浪が大きく護岸施設を乗り越えて海水が流れ込み、重要施設の浸水による被害が考えられるので、この保安についてその対策を立てる。
＜資料編 5－11 津波等に対する船舶対応表＞

第8節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、県及び市町村は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

（1）実施機関

ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

イ 市町村長は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

＜資料編 1－12 千葉県水道災害相互応援協定＞

オ 水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

＜資料編 1－12 災害時等における水道復旧活動に関する協定＞

（2）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

（3）水道事業体（県営水道を除く）による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 広報

震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、千葉県ホームページ等から各事業体ホームページへ適宜リンクを設定する。

（4）県営水道の応急給水

震災により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、給水区域内市と密接に連携して応急給水を実施することとし、必要な対策を定める。

なお、平常時から給水区域内市と連絡調整会議等による意見交換や、合同防災訓練を行いながら連携強化を図る。

ア 飲料水の確保

一人1日の最低水量を3リットルとし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。

応急給水用の用水は、19箇所の浄・給水場の配水池容量79万 m^3 のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大46万 m^3 の貯留水を充てるほか、予備水源である県企業局の井戸を活用する。

＜資料編7-4 県営水道配水池一覧表＞

イ 給水方法

(ア) 浄・給水場等での拠点給水

19箇所の浄・給水場の応急給水設備及び仮設給水栓により給水車等への注水及び住民への応急給水を行う。

(イ) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

a 給水区域市との連携

発災後直ちに給水区域内市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、市の災害対策本部に局職員を派遣し、情報の収集と共有化を図りながら、給水場所及び給水方法について市と綿密に協議する。

b 給水車等による給水

市の開設する避難所、病院等の重要施設、その他被害状況に応じて市が要請する地点・地域において、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合の応援を得て、給水車及び給水タンクにより応急給水を行う。

また、県営水道による応急給水は市からの要請や各市対策本部に派遣した連絡調整員が把握した支援ニーズを踏まえ、市災害対策本部の指揮の下、行う。

なお、通信の途絶や市機能の低下等により、要請活動が困難になる場合は、「プッシュ型」の応急給水支援を視野にいたした活動体制をとるものとする。

県営水道のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請するとともに、退職者から成る「災害時支援協力員制度」を活用し、人員の増強を図る。

c 市町村の要請によるボトル水及び非常用飲料水袋による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたボトル水の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。

(ウ) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

a 消火栓等を活用した給水（可搬型）

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

b 仮配管による給水（固定型）

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

ウ 広報

震災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み、停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、県企業局ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。

エ 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(5) 補給水利及び応急給水用資機材の現況

ア 補給水利の現況

県営水道 ＜資料編7-2 県営水道の補給水利の現況＞

市町村水道 ＜資料編7-3 市町村水道等の補給水利の現況＞

イ 応急給水用資機材の保有状況

県営水道 <資料編6-7 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況>

市町村水道 <資料編6-8 市町村(組合、企業団)営水道給水車両及び機材等の保有状況>

2 食料・生活必需物資等の供給体制(防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村)

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

県及び市町村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、備蓄倉庫の保有物資の活用を図る。

<資料編6-11 県の備蓄(防災危機管理部)>

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

<資料編1-12 応援協定等一覧表>

ウ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、他都道府県等から支援物資を調達する。

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請する。

<資料編1-12 九都県市災害時相互応援等に関する協定>

<資料編1-12 震災時等の相互応援に関する協定>

<資料編1-12 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定>

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(2) 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。

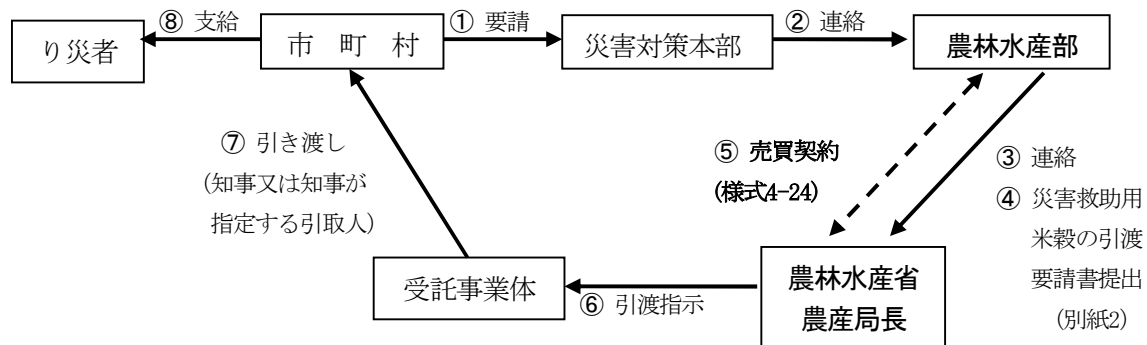
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。

<資料編6-9 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式>

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

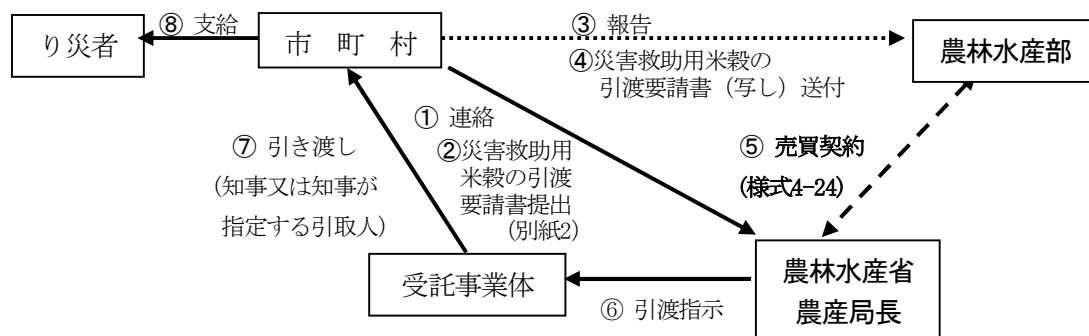
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。

I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



II 市町村が直接、要請した場合

市町村が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



(3) 救援物資の供給体制の確保

県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

なお、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については一般社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。

ア 県災害対策本部における民間物流事業者の活用

災害時においては、県災害対策本部内に支援物資物流に関する専門的な組織として「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

また、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、県の災害対策本部及び物資集積拠点における業務に物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制とする。

イ 拠点等の確保

県物資集積拠点の設定については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった

場合には、日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）を、日本コンベンションセンター国際展示場が使用できない場合には県総合スポーツセンターを県物資集積拠点とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。

ウ 県備蓄倉庫への職員の派遣

県は、「プッシュ型」支援を実施する場合、県備蓄倉庫における支援物資積載要員を地域振興事務所等から派遣する。

エ 輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

オ その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により通常的手段では陸上輸送が困難な場合等には、自衛隊に応援要請を行う等により、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 海上輸送

a 応急海上輸送

関東運輸局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者、救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。

b 配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

(a) 船舶

関東運輸局防災業務計画の定めるところによる。

(b) 造船所

平時から関係事業者と連携を保ち、修理能力等の現況を把握しておくものとする。

(c) 海上保安部（署）の協力

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、県から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

(イ) 航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊等に対して航空機による輸送を要請する。

カ 災害ボランティアの活用

県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県災害ボランティアセンターに要請する。

3 燃料の調達（防災危機管理部、健康福祉部）

- （１）県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合及び千葉県石油協同組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

＜資料編 1－12 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書＞

- （２）県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件について「緊急要請対応システム」または「燃料調整シート」により、国に対して優先供給を要請する。

＜資料編 6－12 燃料調整シート＞

- （３）県は、優先供給を要請し、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。

＜資料編 1－12 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための
情報共有に係る覚書＞

- （４）県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。
- （５）県は、所管する社会福祉施設等からの支援要請があった場合、必要に応じ、当該施設等への燃料の供給に係る調整に努める。
- （６）県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。

4 電源車の配備（防災危機管理部）

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、作成した電源車等の配備先の候補案を電気事業者等に提供し、電気事業者は電力復旧計画等を考慮のうえ、電源車等の配備先を決定する。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等の調整によるものとする。

第9節 広域応援の要請及び県外支援

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部、市町村）

（1）職員の派遣要請又はあつ旋

ア 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

イ 知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

（2）応急措置の実施要請及び応援の要求

ア 知事は、応急措置を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応急措置の実施を要請する。

イ 知事は、災害の規模等から都道府県間の応援要請のみでは不十分なときは、災害対策基本法第74条の3第1項により、内閣総理大臣に対し、他都道府県の応援を求める。

また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第74条の4により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、具体的な要請の内容及び体制について検討するものとする。

（3）知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部）

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる協定に基づき他の都道府県市に応援要請を行う。

（1）九都県市災害時相互応援等に関する協定

九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「域内応援マニュアル」により広域応援を行う。

（2）関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施する。

（3）震災時等の相互応援に関する協定

関東地方1都9県間の迅速な災害対応を図るため「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」を策定し、災害時における連携を図っている。

（4）全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。

＜資料編1-12 九都県市災害時相互応援等に関する協定＞

<資料編 1-12 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定>

<資料編 1-12 震災時等の相互応援に関する協定>

<資料編 1-12 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定>

3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）

大規模な自然災害時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

（1）救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等） 34施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察
千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園 道の駅やちよ	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察 警察
市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かずさアカデミアパーク	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
海匝・山武ゾーン	県総合スポーツセンター東総運動場 昭和の森 旭文化の杜公園 松尾運動公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園 県立長生の森公園 大多喜町B&G海洋センター 睦沢町総合運動公園 長南町陸上競技場 道の駅たけゆらの里おおたき ニケ台総合公園	自衛隊、消防、警察 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊 自衛隊 警察 消防、警察
館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地 航空自衛隊峯岡山分屯基地 鴨川市総合運動施設 道の駅ふれあいパークきみつ 県立館山運動公園	自衛隊 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察
成田・印西ゾーン	牧の原公園	消防、警察

	北羽鳥多目的広場	消防、警察
--	----------	-------

(2) 医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのDMATの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

広域防災拠点（災害拠点病院等） 28施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点
千葉中央ゾーン	千葉県総合救急災害医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院	
市原・木更津ゾーン	県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉労災病院 君津中央病院	
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	安房地域医療センター 亀田総合病院	
成田・印西ゾーン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院 国際医療福祉大学成田病院	広域災害医療拠点

(3) 救援物資

平成25年1月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点） 民間営業倉庫及び2施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	民間営業倉庫	
千葉中央ゾーン	民間営業倉庫 幕張メッセ 県総合スポーツセンター	予備 予備
市原・木更津ゾーン	民間営業倉庫	
長生・夷隅ゾーン	民間営業倉庫	
海匝・山武ゾーン	民間営業倉庫	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	近隣の民間営業倉庫を活用	
成田・印西ゾーン	民間営業倉庫	

※ 民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年4月に情報を更新する。

(4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター） 5施設

支援対象地域 （おもな支援対象）	名称	備考（施設名）
東葛・葛南地域 （浦安市～船橋市）	東葛飾広域災害ボランティアセンター	西部防災センター
千葉地域 （習志野市～市原市）	千葉広域災害ボランティアセンター	県総合スポーツセンター
君津地域 （袖ヶ浦市～富津市）	かずさ広域災害ボランティアセンター	かずさアカデミアパーク
安房地域 （館山市、南房総市、鴨川市）		
海匝・山武・長生地域 （銚子市～一宮町）	九十九里広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園
夷隅地域 （勝浦市、いすみ市、御宿町）	いすみ広域災害ボランティアセンター	大多喜町B&G海洋センター

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続については、千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

広域防災拠点の施設管理者である市町は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開設等、拠点施設の利用に必要な協力を行うものとする。

(6) 人的応援・受援

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合、又は、情報連絡員が市町村の支援ニーズを把握した場合、災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等について、以下のとおり調整等を行い、人的支援措置を速やかに講ずるものとする。

ア 県応援職員の派遣調整

イ 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、市町村応援職員の派遣調整

ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援要請

4 県の市町村への応援（防災危機管理部）

(1) 情報連絡員の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、リエゾンハンドブックの定めによるものとする。

(2) 物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

5 県による応急措置の代行（防災危機管理部）

県は、県内で災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第73条により、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

6 市町村間の相互応援（防災危機管理部）

(1) 被災市町村長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

(2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

ア 応援をすべき市町村名

イ 応援の範囲又は区域

ウ 担当業務

エ 応援の方法

(3) 市町村長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

<資料編1-12 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

7 市町村の受援体制の整備（防災危機管理部、市町村）

市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市町村地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

8 消防機関の応援（防災危機管理部）

- (1) 被災市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

＜資料編 1－12 千葉県広域消防相互応援協定書＞

- (2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第 4 3 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第 4 4 条の 3 の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

＜資料編 1－17 消防組織法第 4 3 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱＞

＜資料編 1－16 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱＞

＜ 〃 緊急消防援助隊の運用に関する要綱＞

- (3) 被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第 4 3 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

9 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援（県土整備部）

県土整備部長は、県及び市町村の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び 1 都 8 県 5 政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、応援要請を行う。

＜資料編 1－12 災害時相互協力に関する申し合わせ＞

10 水道事業体等の相互応援（総合企画部、企業局）

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。

県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業体等に応援要請を行うとともに、水道業者への応援要請の必要があるときは一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。

＜資料編 1－12 千葉県水道災害相互応援協定＞

＜資料編 1－12 災害時等における水道復旧活動に関する協定＞

11 下水道施設に係る災害時支援（県土整備部）

下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

＜資料編 1－12 災害時等における応急対策の協力に関する協定書＞

＜資料編 1－12 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定＞

＜資料編 1－12 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞

12 資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、企業局）

（１）防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

（２）知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

13 経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、企業局）

（１）国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
（災害対策基本法施行令第18条）

（２）指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

14 民間団体等との協定等の活用（全庁）

県は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

＜資料編 1－12 応援協定等一覧表＞

15 海外からの支援受入れ（防災危機管理部）

（１）知事は、国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、市町村及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。

（２）知事は、海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、受入れを判断する。

ア 協力の内容、期間、人員

イ 入国上の問題点

ウ 市町村、消防機関の意向

16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）

東日本大震災及び熊本地震で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。

(1) 人材支援

ア 医療チームの派遣（DMA T、医療救護班、J DAT、DPAT等）

イ 保健師チームの派遣

ウ 福祉チームの派遣（DWAT）

エ 災害時健康危機管理支援チームの派遣（DHEAT）

オ スクールカウンセラー等の派遣

カ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣

キ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等

企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。

ク 職員の派遣

上記のほか、既存の応援調整の仕組みによるもの以外の職員の派遣については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」によるものとする。

(2) 物資支援

ア 医薬品等

イ 救援・義援物資

(3) その他

ア 被災者の移送

イ 震災に係る広域的な火葬受入

ウ 県所有入浴システムによる入浴支援

17 広域避難（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村）

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

ウ 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を求めるものとする。

県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

エ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

オ 県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

カ 県、市町村、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

18 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在の調整手続等

ア 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待たないとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

ウ 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求めるものとする。

また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

エ 市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣の要請（防災危機管理部）

知事は、地震災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市町村長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法（防災危機管理部、市町村）

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

（1）知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内に震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市町村長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

（2）知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。市町村長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

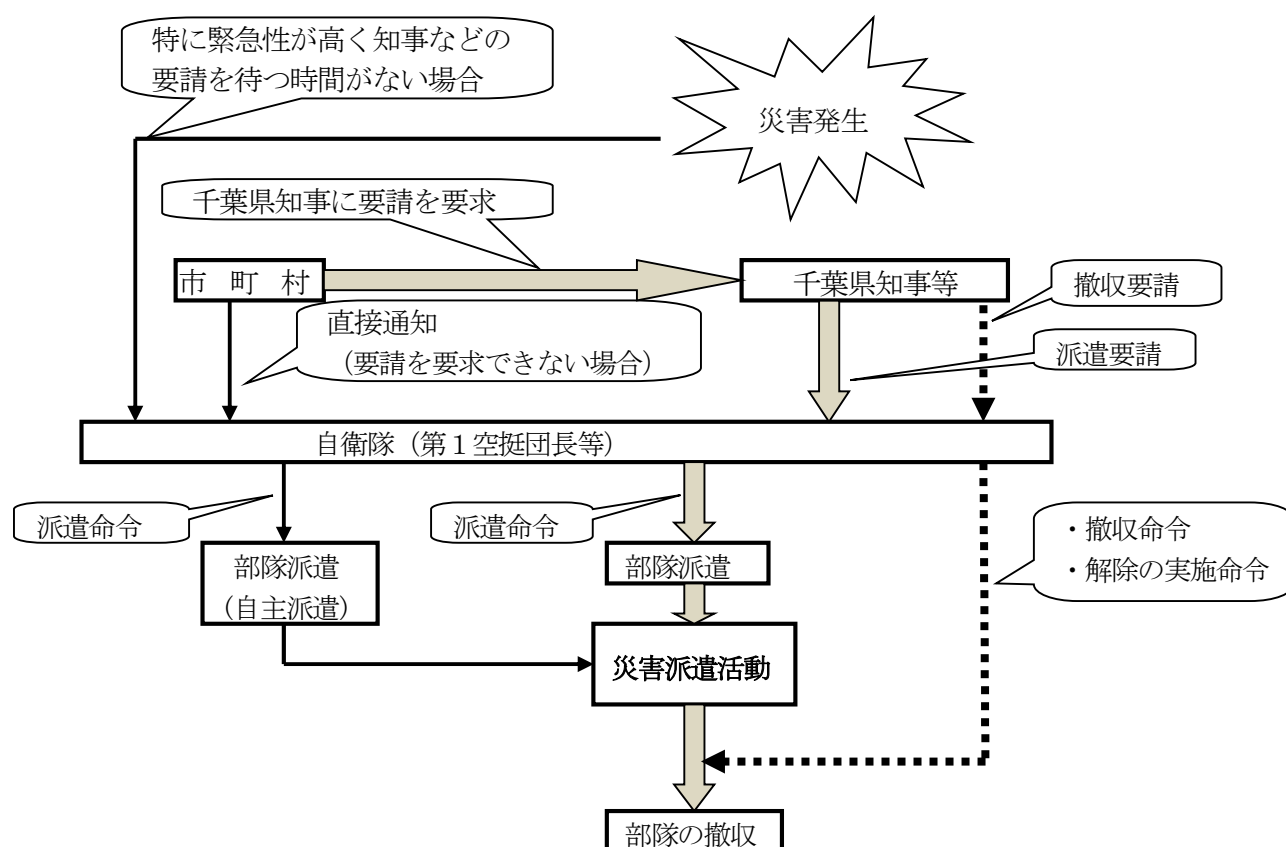
ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



<資料編5-2 自衛隊の災害派遣要請の様式>

3 災害派遣要請の手続等 (防災危機管理部)

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあつては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉隊区担当部隊長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

ウ 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	第 1 空 挺 団 長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高 射 学 校 長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第 1 ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需 品 学 校 長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横 須 賀 地 方 総 監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第 2 1 航 空 群 司 令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

(3) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部、市町村）

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市町村長が行う。

(2) 市町村長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡）先 防災危機管理部防災対策課

イ 提 出 部 数 1 部

ウ 記 載 事 項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

5 自衛隊との連絡（防災危機管理部）

(1) 情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれがある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎10階に、状況等により指揮連絡上最も適切などころに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

(4) 連絡所における調整組織の構築

県防災危機管理部は、自衛隊に対する市町村からの支援要望について、その態勢、要領及び他の機関等との役割区分を明確にするため、必要に応じ、県、市町村、自衛隊等による調整組織を構築する。

この際、各市町村は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の早期確立に努める。

6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、市町村）

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（搜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

(4) 自衛隊装備品の主要性能等

＜資料編5-4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表＞

＜資料編5-5 県有施設ヘリサイン設置場所一覧表＞

＜資料編6-5 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能一覧表＞

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入を求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管を調整する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 給食、給水及び入浴支援

被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請（防災危機管理部）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、当該市町村長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8 経費負担区分（市町村）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

9 自衛隊の即応態勢

(1) 情報収集

震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第 1 1 節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立（総務部、教育庁、市町村）

（1）公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

（ア）校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

（イ）校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
- b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- c 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
- d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

ウ 災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成した。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

（ア）校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

（イ）校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

（ウ）校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、当該教育委員会に報告する。

（エ）校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

（オ）校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

（カ）応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

（ア）校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

（イ）被災地区の市町村教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

- (ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。
 - (エ) 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。
- (2) 私立学校（総務部）
- ア 防災教育の一層の充実
県は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。
 - イ 事前準備
校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。
また、避難所に指定されている学校は、市町村と運営方法について、あらかじめ協議しておく。
県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。
 - ウ 災害時の体制
校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置をとるとともに、被害状況等を市町村及び県総務部学事課に報告する。
 - エ 災害復旧時の体制
校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村）

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

(イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実際に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁、市町村）

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市町村

市町村は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施（教育庁）

県は、学校の再開後、学校給食を再開するに当たっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の応急対策（教育庁、市町村）

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ 市町村は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ 市町村は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第 1 2 節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（防災危機管理部）

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県は、県民、企業、学校など関係機関に対し、国、周辺都県、市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機（総務部、教育庁）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供（防災危機管理部、警察本部、市町村）

（1）帰宅困難者等の把握と混乱防止

県は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や都内から幹線道路などを通して徒歩により県内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

（2）帰宅困難者等への情報提供

県及び市町村は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）

（1）一時滞在施設の開設

県及び市町村は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市町村は区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市町村は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、

帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

併せて、県からも県内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして提供する。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援（防災危機管理部、市町村）

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

県及び市町村は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

＜資料編 1－12 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書＞

＜資料編 1－12 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書＞

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、県及び市町村は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送（防災危機管理部）

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、県は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動（健康福祉部、市町村）

（1）要配慮者の健康状態等の把握

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

（2）避難所等巡回による被災者の健康管理

市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

保健所（健康福祉センター）は、保健活動チームを編成し、市町村が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

（3）二次健康被害の予防

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

（4）活動体制の整備

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、平常時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市町村は上記（1）から（3）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を保健所（健康福祉センター）に報告する。

保健所（健康福祉センター）は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣するとともに、市町村の要請を健康福祉部に報告する。

健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。

2 飲料水の安全確保（健康福祉部）

保健所（健康福祉センター）は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3 防疫（健康福祉部、市町村）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

（1）防疫体制の確立

県及び市町村は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市町村及び県が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

(ア) 予防及びまん延防止

保健所（健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

(イ) 市町村に対する指示及び命令

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。

(ウ) 広報の徹底

(エ) 防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全保健所（健康福祉センター）、県等の車輛を動員するものとする。

(オ) 感染症法第31条による給水制限

(カ) 被害状況の国への報告

(キ) 消毒の実施

感染症の発生及びまん延を防止するために必要があると認めたときは、感染症法第27条の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

(ク) 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）に関する情報共有

保健所（健康福祉センター）は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市町村等と連携し情報共有を図る。

(ケ) 専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣要請を検討する。

イ 市町村の業務

(ア) 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

(イ) 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(エ) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(オ) 専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣要請を検討する。

(4) 防疫用薬剤の確保

市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、保健所（健康福祉センター）等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものと

する。

(5) 報告

市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時保健所（健康福祉センター）に報告する。

4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬等を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

イ 遺体保存用の資機材の確保及び埋葬等について、当該市町村限りで対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の火葬実施体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア 市町村長は、検案医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

イ 知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずるものとする。

ウ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせる

こと。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

- c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

（イ）死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬等

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬等を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬等を行うもの。

（ア）埋葬等を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

（イ）埋葬等の方法

- a 埋葬等は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬等は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

＜資料編6－2 火葬場一覧表＞

（4）その他

ア 県警察における計画

（ア）検視・身元確認体制の確立

警察本部長は、県、市町村その他の団体の協力を得て、死体安置場所を確保するとともに、死体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、他の都道府県警察の応援を得て、検視及び死体発見時の調査等を行う職員の確保に努めるものとする。

（イ）死体の調査

警察本部長は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡す。

（ウ）身元を明らかにするための措置

警察本部長は、身元不明死体について、警察署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を収集及び整理し、必要に応じ、当該身元不明死体の人相、着衣、所持品、特徴等の資料を関係方面に手配し、又は当該身元不明死体に関する資料を掲示することにより、市町村が行う身元不明死体の身元確認に協力するものとする。

（エ）死体の搜索及び収容に対する協力

警察本部長は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

イ 海上保安部（署）における計画

（ア）災害により千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港その他千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により搜索を実施する。

（イ）必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、搜索に当たる。

（ウ）収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

5 動物対策（健康福祉部）

保健所（健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会等関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等動物救護活動を実施する。

6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村）

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図る。

（1）災害廃棄物処理

県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の適宜見直しを促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

災害時には、県内の市町村、近接する都県、国及び関係団体との間で支援及び協力体制を整えるなど、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、県内における処理全体の進捗管理を行う。

ア 実施機関

（ア）災害時における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。

（イ）市町村は、災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

＜資料編 1－12 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定＞

＜資料編 1－12 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定＞

（ウ）県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報提供を行う。なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

イ 廃棄物の収集、処理

（ア）市町村における組織体制

災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、国、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。

（イ）災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、各市町村において適正に処分することとする。

b 片付けごみ

住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

＜資料編 1－12 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定＞

(ウ) 発生量の推計方法

各市町村において、対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 仮置場の確保

膨大な量が発生する災害廃棄物を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や下水道施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておくこととする。

(カ) 災害廃棄物に関する啓発・広報

各市町村において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市町村長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画

(ア) 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

(イ) 港湾・漁港

a 港湾区域内に流入してきた塵芥、流木については、千葉清港会等に運営を委託している清掃船（千葉港3隻、木更津港1隻）等により除去する。

b 臨港道路上の塵芥等については、千葉清港会等が必要な機械・器具を用いて除去し、海塵

と同様に焼却する。

- c 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。
- d 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることがを命じ、又は勧告する。

ウ 住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市町村は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策（千葉労働局）

平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベストばく露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

震災による住宅の全壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

（1）応急仮設住宅の供与

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

（ア）応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

（イ）当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

（ア）民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

（イ）建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅を建設する。

＜資料編1－12 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定＞

（2）被災した住宅の応急修理計画

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

ア 実施機関

（ア）被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

（イ）当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、協定に基づき、一般社団法人全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

(3) 建設資材の確保

ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会④一般社団法人日本ログハウス協会⑤一般社団法人日本ムービングハウス協会のあつせんする業者を通じて確保する。

＜資料編 1－12 災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定＞

イ 災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の使用

（ア）国有林材の供給

a 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行うこととしている。

b 災害復旧用材の供給は、知事、市町村長等からの要請に基づいて行う。

（イ）県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材を提供する。

＜資料編 6－10 災害復旧用材供給の特例措置＞

2 被災建築物応急危険度判定支援体制の整備（県土整備部、市町村）

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

(1) 応急危険度判定の実施

ア 被災建築物応急危険度判定は、市町村長が行う。

イ 知事は、判定に必要な支援を行う。

(2) 応急危険度判定体制の整備

県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、10都県被災建築物応急危険度判定協議会（「震災時等の相互応援に関する協定」平成8年6月締結）の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。

震災時においては、10都県被災建築物応急危険度判定協議会の協力のもと迅速かつ的確な災害対応を図る。

(3) 応急危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年10月制定）に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理に当たる。

震災時においては、判定を実施する市町村に対して、迅速かつ円滑な支援活動を行う。

3 被災宅地危険度判定支援体制の整備（県土整備部、市町村）

大規模な地震により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

震災時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理に当たる。

震災時においては、県は、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

4 罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村）

市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。

また、被災時には、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、被災市町村間の調整を図る。

第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

上下水道・電気・ガス・通信・工業用水道・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

県及び市町村は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

1 水道施設（総合企画部、企業局）

震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

（1）震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

（2）応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

（ア）取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

（イ）主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 被害発生 の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

（3）県営水道の応急復旧

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大4週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

＜資料編 1－12 千葉県水道災害相互応援協定＞

ア 被害発生 の把握及び緊急措置

（ア）地震の規模により、千葉県地域防災計画に合わせた応急体制を確立する。

（イ）浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

なお、管路パトロールについては、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合と協力して実施する。

イ 応急復旧

復旧期間の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

(ア) 被害状況に基づき、速やかに応急復旧体制を確立するとともに、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(イ) 復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

(ウ) 液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用し、漏水箇所を把握する。

(エ) 応急復旧は、県企業局職員と千葉県水道管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。

組合の施工業者に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。

(オ) 施工に当たっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

(カ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

(キ) 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

県企業局の保有資機材で対処する。

なお、不足する場合は、製造会社、水道用資機材供給会社及び他の水道事業体から調達する。県企業局で備蓄する配管材料は、浄水場等へ分散して備蓄する。

(4) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 下水道施設（県土整備部、市町村）

(1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急対策活動を実施する。また、応急対策活動が円滑に遂行できるように、流域下水道業務継続計画の維持改善等に努める。

(2) 緊急活動

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。

なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

＜資料編 1－12 災害時等における応急対策の協力に関する協定書＞

(3) 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

なお、県のみで対応できない場合は、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援を得て復旧を行う。

＜資料編 1－12 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞

(4) 防災用資機材の整備、備蓄対策

地震災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(5) 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

3 電気施設

(1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本部を千葉総支社に設置する。

また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

(2) 災害発生直前の措置

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認のうえリスト化するように努めるものとする。

(3) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(4) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(キ) その他事故防止のための留意すべき事項。

エ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

4 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

(イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、または、大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。

(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。

(オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各支部間の流用

(ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車輛には、無線を搭載している。

(3) 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請するほか、市町村等へ広報を要請するなど、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 地震発生時には

(ア) ガス栓を全部閉めること。

(イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。

(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

(エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメータが作動してガスが出ない場合

(ア) グレーのメータの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。

(イ) クリーム色のメータの場合は、左上の丸い蓋を外し（蓋がないタイプもある）、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

(ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

(ア) ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。

(イ) ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

(4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(5) 事業継続計画の策定・発動（東京ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱）

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない以下の業務を最優先する。

ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

- イ ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務
 - ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
 - エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務
- 事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

5 通信施設

(1) 東日本電信電話(株)千葉事業部

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) ㈱NTTドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- b 移動電源車、発動発電機等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI ㈱

KDDI ㈱では、災害時には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

また、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク ㈱

ソフトバンク ㈱では、災害時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

(5) 楽天モバイル㈱

楽天モバイル㈱では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

(6) 日本郵便㈱

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、㈱ゆうちょ銀行の非常払及び㈱かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

6 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市町村の要請による防災情報の伝達に当たる。

7 工業用水道（企業局）

工業用水は、市民生活に欠かすことのできない食料品、生活関連物資等の生産を行う工場にとっても必要不可欠なものであることから、早期復旧が求められる。

また、工水管は比較的大口径であることから、鉄道、幹線道路等への二次災害の防止にも重点を置くこととし、迅速なパトロール体制を構築し、被害状況把握のうえ、応急復旧計画を定めた確に対応する。

(1) 震災時の初動体制

職員、巡視点検委託事業者によりパトロールを実施し、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、「千葉県工業用水道事業 業務継続計画（Ver.2）」に基づき、迅速かつ円滑な応急復旧対応を図る。

ア 施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、発災から概ね1か月以内を目途に受水企業への給水を行えるよう、応急復旧体制を確立する。

イ 被害箇所は必要に応じ、被害の拡大や二次災害防止の措置を講じるとともに、機能維持に努める。

ウ 被害状況を把握し、応急復旧計画を作成し、速やかに施工業者や資機材を手配し、早期に応急復旧を行い、施設の機能回復に努める。

エ 迅速かつ円滑に応急復旧を進めるため、あらかじめ補修用資機材の備蓄や他事業体との協力体制を構築するとともに、応急復旧を依頼する施工業者との連絡体制を確立する。

オ 応急復旧に携わる人員が不足する場合は、「関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の工業用水道事業体へ応援を要請する。

(3) 情報伝達

工業用水道施設の被害及び復旧状況等について、必要に応じ受水企業への適切な情報提供に努める。

8 道路・橋梁（県土整備部、市町村）

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

機 関 名	応 急 措 置												
県	道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン関係占用者、（一社）千葉県建設業協会及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により（一社）千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。 ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続については、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。 ＜資料編 1－19 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて＞												
関東地方整備局	被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。												
東日本高速道路(株)	1 地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。 <table><tr><th>計 測 震 度 値</th><th>通行規制内容</th><th>対象区間</th></tr><tr><td>計測震度値4.0以上又は特別巡回の結果必要と認められる場合</td><td>速度規制</td><td>全路線</td></tr><tr><td>計測震度値4.5以上</td><td>通行止</td><td>・首都圏中央連絡自動車道 神崎IC～下総IC 東金JCT～木更津JCT ・館山自動車道 君津IC～富津竹岡IC ・富津館山道路 富津竹岡IC～富浦IC</td></tr><tr><td>計測震度値5.0以上</td><td>通行止</td><td>上記以外の路線</td></tr></table> 2 通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震災点検を行う。 3 災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止を実施しているときは、上下車線が分離されている道路に当たっては、少なくとも上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路に当たっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる	計 測 震 度 値	通行規制内容	対象区間	計測震度値4.0以上又は特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制	全路線	計測震度値4.5以上	通行止	・首都圏中央連絡自動車道 神崎IC～下総IC 東金JCT～木更津JCT ・館山自動車道 君津IC～富津竹岡IC ・富津館山道路 富津竹岡IC～富浦IC	計測震度値5.0以上	通行止	上記以外の路線
計 測 震 度 値	通行規制内容	対象区間											
計測震度値4.0以上又は特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制	全路線											
計測震度値4.5以上	通行止	・首都圏中央連絡自動車道 神崎IC～下総IC 東金JCT～木更津JCT ・館山自動車道 君津IC～富津竹岡IC ・富津館山道路 富津竹岡IC～富浦IC											
計測震度値5.0以上	通行止	上記以外の路線											

首都 高速道路(株)	地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。 1 震度5強以上の大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、都県公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する 2 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。 3 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 4 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じるものとする。
---------------	---

(2) 応急復旧対策

機 関 名	応 急 復 旧 対 策
県	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に（一社）千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。
関東地方 整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

9 交通施設（総合企画部、県土整備部）

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 災害時の初動措置

各機関の初動措置は次のとおり。

ア 運転規制

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
東日本 旅客鉄道(株)	地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。 1 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 S I 値（カイン）による。 2 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。 3 S I 値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。 4 S I 値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
京成電鉄(株)	強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。 1 自社の震度計が震度4（40～99ガル）の場合、直ちに列車停止手配をとる。指定点検箇所の異常の有無を確認の上、25km/h以下の注意運転を行う。安全を確認した区間から規制解除し、通常運転に復する。 2 地震計が震度5弱以上（100ガル以上）の場合は、直ちに列車停止手配をとり当該区間内の鉄道施設の点検を実施する。安全を確認した区間から運転を再開する。
東京地下鉄(株)	強い地震が発生し、地震警報装置又は早期地震警報装置に震度4以上の表示があった場合は、全列車を緊急停止させた後、次の取扱いを行う。 1 第2地震警報（震度4以下） 先発列車のあった駅までは、注意運転とする。（震度4の場合は25km/h以下とする。） 運転士の報告に基づき運転規制を解除する。 2 第1地震警報（震度5弱以上） 運転見合せとする。工務及び電気関係区長の歩行点検の報告に基づき注意運転とし、運転士の報告に基づき運転規制を解除する。
千葉都市モノレール(株)	地震が発生し、警報の表示があった場合は、次の取扱いを行う。 1 震度4の場合 直ちに無線により全列車を一旦停止させたのち、速度を30km/h以下の注意運転を指示するとともに駅及び関係箇所に通報するものとする。 解除は、運転士から異常がない旨の報告を受けた時。 「注」注意運転は、当該区間を運転する最初の列車による安全確認とする。 2 震度5弱以上の場合 直ちに無線により全列車に停止を指示し、関係箇所に通報するものとする。 解除は、保守担当課長から点検結果の報告を受け安全の確認がなされた時。
首都圏 新都市鉄道(株)	災害時の初動措置 予測震度4以上で警報を受信した場合、全列車は一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の取扱いとする。 1 震度4以下の場合 通常運転を再開する 2 震度5弱の場合 時速35 km以下の徐行運転 3 震度5強以上の場合 運転を中止して鉄道施設の点検
その他 民鉄各社	強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。 1 震度5弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。 2 震度4の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速25km/h以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。

イ 乗務員の対応

機 関 名	乗 務 員 の 対 応
東日本 旅客鉄道(株)	1 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 3 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。
東京地下鉄(株)	1 列車運転中、強い地震を感知し危険と認めた場合又は総合指令所長から緊急停止の指示があった場合は、直ちに列車を停止させた後、総合指令所長に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。 2 停止した箇所が、橋梁又は築堤上等であって危険のおそれがあると認めたときは、進路の安全を確かめたうえ移動する。 3 運転士は、列車を停止したのち、規制により運転を開始するときは、架線、橋梁、築堤上等について特に注意する。
首都圏 新都市鉄道(株)	1 列車の運転 列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断した場合および総合指令所長から停止手配の指令があったとき又は早期地震警報システムにより警報を受信した場合は、速やかに列車を安全な箇所に停止させる。また、列車停止後、列車および周囲の状況を確認して総合指令所長に報告し、その後の指示を受ける。 2 乗客への対応 災害の規模、被害状況および運行の見通し等を総合指令所長からの指示等により、適切な旅客案内を行なう。
その他 民鉄各社	1 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。 3 列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

ウ その他の措置

東日本 旅客鉄道(株)	1 旅客誘導のための案内放送	4 出火防止
東京地下鉄(株)	2 駅員の配置手配	5 防災機器の操作
その他 民鉄各社	3 救出、救護手配	6 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導

機 関 名	避 難 誘 導 方 法
東日本 旅客鉄道(株) 民鉄各社 (下記以外)	1 駅における避難誘導 (1) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。 (2) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 (1) 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 (2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 イ 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。
東京地下鉄(株)	1 駅における避難誘導 駅務管区長は、市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設を旅客に周知し、その方向の出入口に誘導する。 2 列車における旅客の避難誘導 (1) 列車が駅に停止している場合は、駅務管区長の指示による。 (2) 列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 ア 駅務管区長は、列車が駅間に長時間停止し、乗客の誘導が必要になったときは、救援隊を組織し乗客を安全な方向の隣接駅へ誘導する。 イ 交通弱者の介添え等について、旅客の協力を求め降車させる。 ウ 車内放送等により避難誘導等について説明し、危険防止を図りながら整然とした避難誘導をする。
首都圏 新都市鉄道(株)	1 駅務管理所长は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所へ旅客を誘導し、避難させる。 2 旅客を臨時避難場所へ誘導した後、さらに避難させる必要が生じた場合は、地元市町村と連携しながら、市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設を案内する。

(4) 事故発生時の救護活動

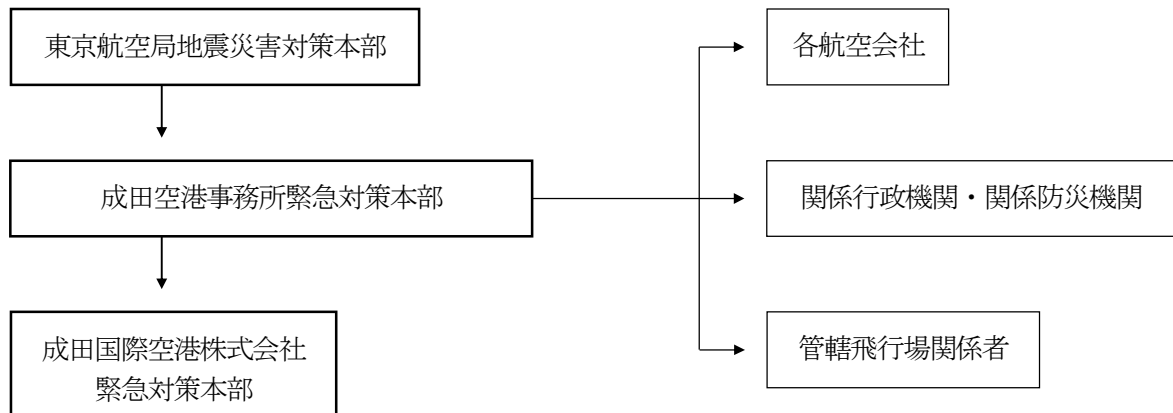
機 関 名	救 護 活 動
東日本 旅客鉄道(株) 民鉄各社 (下記以外)	災害時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。
東京地下鉄(株)	駅係員、乗務員等は、負傷者の救出・救護を最優先とし、二次災害及び被害拡大の防止に努め、旅客の安全を図る。
首都圏 新都市鉄道(株)	1 状況により、旅客(医師、看護師等)の協力を求める。また、救急法による手当てができる場合は、これを行なうとともに救急車を要請して病院に収容する。 2 付近に病院がある場合は、その医師に依頼する。 3 死傷者が多数のときは、病院に収容するまでの間、列車等を使用して死傷者の隔離を図る。

(5) 飛行場施設

ア 東京航空局成田空港事務所

東京航空局成田空港事務所は、大規模地震が発生したときは、緊急対策本部（本部長＝空港長）を設置し、航空機の運航等に関し、次の対策を講じる。

(ア) 地震発生時の伝達は、次のルートで行う。



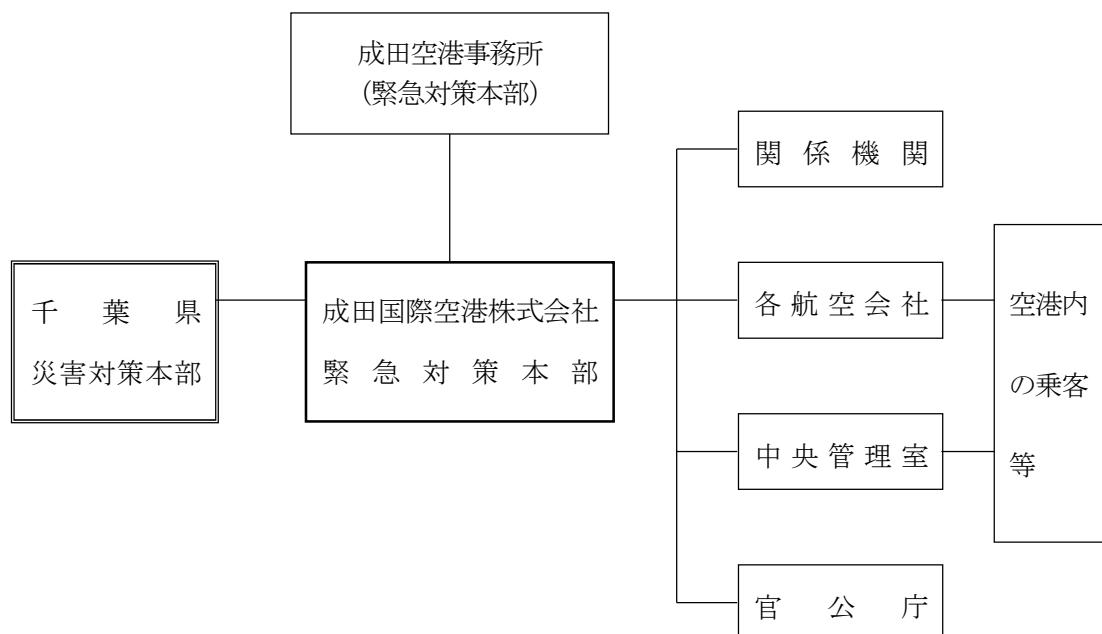
(イ) 地震発生時において次の業務を行う。

- a 情報の収集・伝達
- b 関係機関との連絡調整
- c 応急救護及び災害防止に必要な措置
- d 航空機の運航に関する調整
- e 通信業務の確保
- f 管制業務の確保

イ 成田国際空港(株)

(ア) 情報伝達

- a 東京航空局成田空港事務所（以下「空港事務所」という。）と成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は、地震情報等を相互に伝達調整する。
- b 空港内官公庁、関係機関及び各航空会社に対して、地震情報等を伝達する。
- c 空港内の乗客等に対しては、旅客ターミナル内中央管理室及び各航空会社を通じて伝達する。
- d 伝達ルートは次のとおりとする。



(イ) 運航対策

大規模地震が発生した場合、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

- a 航空会社に対して乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。
- b 滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- c 空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

(ウ) 空港の混乱防止対策

大規模地震発生時、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- a 必要と認めるときは、空港関係者、災害対策関係者及び空港会社が入場を認めた者以外の者の空港への入場を制限するものとする。
- b 各航空会社に規制対策を要請する。
- c 東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)等の交通機関に対して、駅への入場、乗車等の制限等措置を要請する。
- d 空港警察署に警備を要請する。

(エ) 空港施設の保安対策及び応急復旧

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化し、また、機能上に障害を生じたものがあるときは、速やかに機能の復旧に努めるとともに適切な運用を行うものとする。

10 その他公共施設（農林水産部、県土整備部）

地震が発生した場合、河川、海岸、港湾、都市公園、漁港、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(3) 港湾施設

地震、津波により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾施設が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(5) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(6) 都市公園施設

地震、津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第16節 ボランティアの協力

県及び市町村は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。

また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域で活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害中間支援組織や千葉県災害ボランティアセンターとの役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

県及び市町村は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等の受入体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（1）市町村災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市町村は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市町村災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、市町村社会福祉協議会が行うことができる。

（2）県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。

（県災害ボランティアセンター連絡会）

構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会など16団体

（3）広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

当該センターの設置場所は、次の表とする。

○広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

名 称	支援対象地域	設置場所
東葛飾広域災害VC	東葛・葛南	西部防災センター（松戸市）
千葉広域災害VC	千葉	県総合スポーツセンター（千葉市）
かずさ広域災害VC	木更津・安房	かずさアカデミアパーク（木更津市）
九十九里広域災害VC	海匝・山武・長生	さんぶの森公園（山武市）
いすみ広域災害VC	夷隅	大多喜町B&G海洋センター（大多喜町）

※印旛、香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

2 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

（1）専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

（2）一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

（1）個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

（2）団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ （公財）ちば国際コンベンションビューロー
- エ （一社）日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

- 4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）
常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

（１）平時におけるボランティア意識の啓発

毎年１月１７日の「防災とボランティアの日」及び１月１５日から２１日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年９月１日の「防災の日」及び８月３０日から９月５日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ちば県民活動ＰＲ月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

（２）災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やＮＰＯ法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

- 5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

災害の状況に応じた、より実質的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市町村及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

（１）県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県 受 付 窓 口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課

外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューロー語学ボランティア、災 害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

※平時に登録を行っている。

(2) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市町村災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

市町村災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市町村内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣する。

さらに、活動希望者が全国規模で予想される場合には、近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(3) ボランティアニーズの把握

被災市町村は被災現地における体制を整備し、被災地市町村災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にし情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(4) 各種ボランティア団体との連携

県災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

(5) 感染症対策について

市町村災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6 ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 市町村災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

市町村災害ボランティアセンターの活動拠点については、市町村が用意する。

また、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、県が用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市町村が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地市町村災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、災害時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉 仕 団 名	災 害 時 に お け る 活 動 （ 役 割 ）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等

千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配布等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等